

水道工事施工要領

(主な改定点一覧)

令和2年1月

横浜市水道局

編	頁	主な改正点
第1編 水道工事施 工管理基準	1-1	<ul style="list-style-type: none"> ・表題を「出来形管理基準」から「施工管理基準」に変更しました。 ・工程管理についての記載を変更
	1-4	<ul style="list-style-type: none"> ・「新設管布設工」の「測定項目」を一部変更
	1-10	<ul style="list-style-type: none"> ・「シールド・二次覆工」の「コンクリート巻厚」を削除し、それに伴い、測定基準の一部を削除
	1-16	<ul style="list-style-type: none"> ・S50形の配管材料の品質規格を追加 ・「水道用ステンレス鋼管」の規格「JAWW G 117, 118」削除
	1-21	<ul style="list-style-type: none"> ・S50形の「標準胴付間隔許容曲げ角度」「異形管部の接合」「押しボルト締付けトルク」の品質規格を追加
	1-21	<ul style="list-style-type: none"> ・フランジ継手の接合における品質規格を一部変更
第2編 水道工事書 類作成要領	2-3	<ul style="list-style-type: none"> ・書類名（工事・指定部分に係る工事完成届出書）の変更、様式欄○（給水台帳（出来形図）、継手チェックシート、水道用ステンレス鋼管を使用した給水取付替工事チェックシート）の追加
	2-4	<ul style="list-style-type: none"> ・書類名（現場環境改善の実施状況）と作成根拠書類名（水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書）の変更
	2-7、9	<ul style="list-style-type: none"> ・工事名を「配水管新設工事」から「配水管布設替工事」へ変更
	2-12	<ul style="list-style-type: none"> ・配水管布設替工事の工事内容に沿って有資格者一覧表の変更
	2-14	<ul style="list-style-type: none"> ・出来形管理基準、写真撮影基準に則り、施工管理計画（例）の「工種」「測定項目」の名称を変更
	2-15	<ul style="list-style-type: none"> ・緊急連絡体制の連絡先の名称を変更
	2-38	<ul style="list-style-type: none"> ・「レディーミクストコンクリートの品質管理表」に単位水量の項目を追加

編	頁	主な改正点
	2-39	<ul style="list-style-type: none"> ・搬出記録簿の記載を削除
	5-8	<ul style="list-style-type: none"> ・「段階点検制度（仮設工等）に関する特記仕様書」の選定内容の明示を「現場説明書」から「工事仕様書」へ変更
	5-11	<ul style="list-style-type: none"> ・「配管材料調達に関する特記仕様書」のGX形の外面塗装規格を追加
	5-12	<ul style="list-style-type: none"> ・「配管材料調達に関する特記仕様書」のKF形を規格廃止のため削除
	5-14	<ul style="list-style-type: none"> ・「配管材料調達に関する特記仕様書」の口径75mm以上にポリエチレンスリーブの規格を追加 ・「配管材料調達に関する特記仕様書」の口径50mm以下にS50の外面塗装規格を追加
	5-17	<ul style="list-style-type: none"> ・「配管材料調達に関する特記仕様書」に共通事項を新設し、「水道用明示テープ」「水道管理設明示シート」「防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ」を追加
	5-40	<ul style="list-style-type: none"> ・「ポリエチレンスリーブ施工に関する特記仕様書」に防護コンクリート打設部のポリエチレンスリーブ施工の記載について追加
	5-61	<ul style="list-style-type: none"> ・「給水台帳（出来形図）」作成の標準の給水台帳作成における取付替番号等の記入方法について変更
	5-93	<ul style="list-style-type: none"> ・「電子納品に関する特記仕様書」の参考資料名の変更 ・電子媒体（DVD-R、BD-R）の追加
	5-101	<ul style="list-style-type: none"> ・「GX形ダクタイル鋳鉄管を使用した工事に関する特記仕様書」で「水道工事標準仕様書」「材料調達に関する特記仕様書」等に重複している箇所の削除
	5-116	<ul style="list-style-type: none"> ・「不断水切替弁を使用した工事に関する特記仕様書」の追加
	5-121	<ul style="list-style-type: none"> ・「水道局管内一円特記仕様書」の新規追加


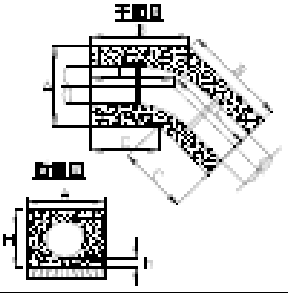
編	頁	主 な 改 正 点
	<p data-bbox="300 197 395 230">5-124</p> <p data-bbox="300 338 533 371">削除する特記仕様書</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="667 197 1134 230">・「損害補償業務特記仕様書」の新規追加 <li data-bbox="667 338 1417 371">・口径 75mm ダクティル鑄鉄管を使用した工事に関する特記仕様書 <li data-bbox="667 387 1369 421">・S50 形ダクティル鑄鉄管を使用した工事に関する特記仕様書

■新旧対照表	項目	第1編 水道工事施工管理基準 1 水道工事施工管理基準	頁	1 - 1	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
<u>出来形管理基準</u>		<u>施工管理基準</u>			
<p>1 水道工事施工管理基準</p> <p>この水道工事施工管理基準は、水道工事標準仕様書第1編1-1-23（施工管理）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 工程管理 請負人は、工程管理を、工事内容に応じネットワーク(パート)方式又は、バーチャート方式等により作成した実施工程表により管理するものとする。 なお、工程管理については、<u>特別に管理基準を定めない。</u></p>	<p>1 水道工事施工管理基準</p> <p>この水道工事施工管理基準は、水道工事標準仕様書第1編1-1-23（施工管理）に規定する施工管理について、その基準を定めるものである。</p> <p>(1)～(4) 省略</p> <p>(5) 工程管理 請負人は、工程管理を、工事内容に応じネットワーク(パート)方式又は、バーチャート方式等により作成した実施工程表により管理するものとする。 なお、工程管理については、「第2編 11 工程管理について」(2-49)によるものとする。</p>	<p>○表題を「出来形管理基準」から「施工管理基準」に変更</p> <p>○工程管理についての記載を変更</p>			

現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
(1) 共通項目	基礎工 (砕石基礎・栗石基礎)	幅 b 設計値以上 厚さ t 設計値以上	実施箇所ごとに測定する。	
(2) 新設	布設 (四〇〇ミリ以上)	延長 500m未満	±100	路線ごとに測定する。 ※非直等の構造物間 (日々測量する。)
		延長 500m以上	±200	
		土 被 (h)	±30	
	オフセット(S)	±30	維持管理上重要なものを測定する。 始点、終点、連絡箇所、T字管、曲管、(111/4°以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)	配水管及び仕切弁等オフセット測量基準に準ずる。
	占用位置 (S)	±30	一般部は概ね延長 40mごとに1箇所の割合で測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。	
	管 中 心 高	±30		
管 布 設 (四〇〇ミリ未満)	延長(ブロックごと) 新設 敷去 使用廃止	100m未満 ±90	路線ごとに測定する。 ※非直等の構造物間 (日々測量する。)	
		100m以上 ±延長/1000		
	土 被 (h)	±30	延長 40mごとに1箇所の割合で測定する。	
	オフセット(S)	±30	維持管理上重要なものを測定する。 始点、終点、連絡箇所、T字管、曲管、(45°以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)	
占用位置 (S)	±30	一般部は概ね延長 40mごとに標準的な位置で1箇所測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。		
管 防 護 工	コンクリート断面 (A・B・C・L・H)	幅 -30 厚さ -20	実施箇所ごとに測定する。 既設埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、監督員と協議する。	
	管 下 高 (h)	±50		

出来形管理基準

測定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
(1) 共通項目	基礎工 (砕石基礎・栗石基礎)	幅 b 設計値以上 厚さ t 設計値以上	実施箇所ごとに測定する。	
(2) 新設	布設 (四〇〇ミリ以上)	延長 500m未満	±100	路線ごとに測定する。 ※非直等の構造物間 (日々測量する。)
		延長 500m以上	±200	
		土 被 (h)	±30	
	オフセット(S)	±30	維持管理上重要なものを測定する。 始点、終点、連絡箇所、T字管、曲管、(111/4°以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)	配水管及び仕切弁等オフセット測量基準に準ずる。
	占用位置 (h)	±30	一般部は概ね延長 40mごとに1箇所の割合で測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。	
	管 中 心 高	±30		
管 布 設 (四〇〇ミリ未満)	延長(ブロックごと) 新設 敷去 使用廃止	100m未満 ±90	路線ごとに測定する。 ※非直等の構造物間 (日々測量する。)	
		100m以上 ±延長/1000		
	土 被 (h)	±30	延長 40mごとに1箇所の割合で測定する。	
	オフセット(S)	±30	維持管理上重要なものを測定する。 始点、終点、連絡箇所、T字管、曲管、(45°以上)、付属施設 (使用廃止管を含む。)	
占用位置 (h)	±30	一般部は概ね延長 40mごとに標準的な位置で1箇所測定する。 設計図に明示した伏越し等、特殊部及び付属施設については全箇所測定する。		
管 防 護 工	コンクリート断面 (A・B・C・L・H)	幅 -30 厚さ -20	実施箇所ごとに測定する。 既設埋設物等の関係で標準防護ができない場合は、監督員と協議する。	
	管 下 高 (h)	±50		

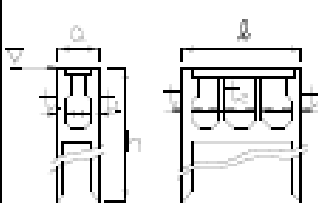
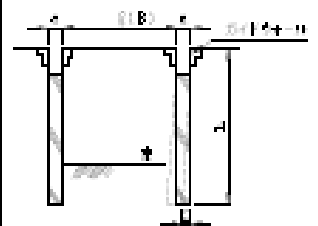
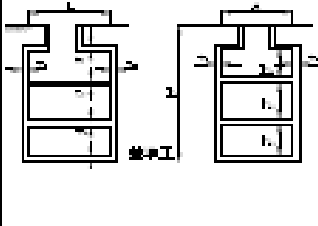
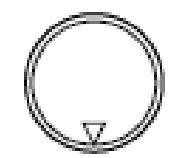
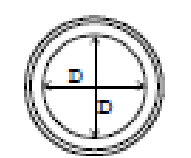
○「新設管布設工」の「測定項目」を一部変更

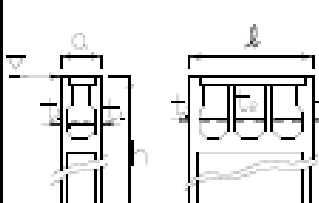
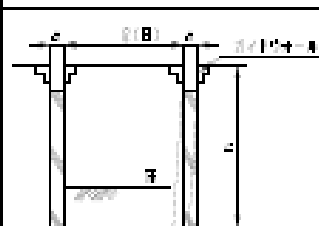
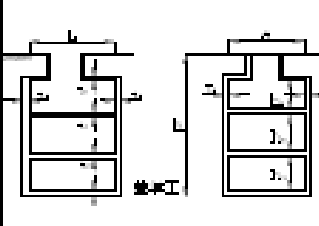
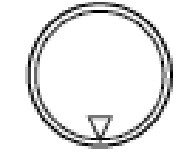
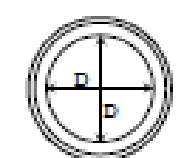
現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

出来形管理基準

出来形管理基準

定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
トンネル掘削工事	延長	±100	延長 100mごとに1箇所の割合で測定する。 延長 100m未満の場合は、1箇所測定する。	
	中心線に対するずれ	±100		
ニューマチックケーソン坑	基準高	±100	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
	掘削の長さ (L)	-30		
	掘削の幅 (a)	-30		
	掘削の高さ (h)	-50		
	掘削の壁厚 (t1・t2)	-20		
	偏心値 (s)	300		
地下導管埋設工事	偏心値 (e/h)	$e/h \leq 1/500$	ガイドウォール施工後測定する。	
	連壁の高さ (h)	-50		
	eの内寸法 B(B)	-30		
	eの厚さ (a)	-20		
管架坑(未設)	基準高	-50	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
	立坑の長さ(内寸法) (L)	-30		
	e幅 (a)	-30		
	e高さ (h)	-50		
	e (h1・h2・h3)	±20		
	e 壁厚 (t1)	-20		
e スラブ厚 (t2)	±20			
トンネル掘削工事	基準高	±50	5リングごとに測定する。	
	勾配	±1/10		
	中心線の水平変位	±100		
	真円度 (上下)	-		
	延長	-		
トンネル掘削工事	管底高	±50	管底高は、施工延長 25mごとに1箇所測定する。 管径は、施工延長 50mごとに1箇所測定する。 コンクリート巻厚は、1打設ごとに端面で上下左右の4点を測定するほか穿孔等による測定は100mごとに1箇所上下左右の4点を測定する。	
	勾配	±1/10		
	中心線の水平変位	±50		
	管径 (上下)	±10		
	コンクリート巻厚	-75		
	延長	-		

定対象		規格値 (mm)	測定基準	摘要
工種	測定項目			
トンネル掘削工事	延長	±100	延長 100mごとに1箇所の割合で測定する。 延長 100m未満の場合は、1箇所測定する。	
	中心線に対するずれ	±100		
ニューマチックケーソン坑	基準高	±100	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
	掘削の長さ (L)	-30		
	掘削の幅 (a)	-30		
	掘削の高さ (h)	-50		
	掘削の壁厚 (t1・t2)	-20		
	偏心値 (s)	300		
地下導管埋設工事	偏心値 (e/h)	$e/h \leq 1/500$	ガイドウォール施工後測定する。	
	連壁の高さ (h)	-50		
	eの内寸法 B(B)	-30		
	eの厚さ (a)	-20		
管架坑(未設)	基準高	-50	設計図に表示のある主要寸法について測定する。	
	立坑の長さ(内寸法) (L)	-30		
	e幅 (a)	-30		
	e高さ (h)	-50		
	e (h1・h2・h3)	±20		
	e 壁厚 (t1)	-20		
e スラブ厚 (t2)	±20			
トンネル掘削工事	基準高	±50	5リングごとに測定する。	
	勾配	±1/10		
	中心線の水平変位	±100		
	真円度 (上下)	-		
	延長	-		
トンネル掘削工事	管底高	±50	管底高は、施工延長 25mごとに1箇所測定する。 管径は、施工延長 50mごとに1箇所測定する。	
	勾配	±1/10		
	中心線の水平変位	±50		
	管径 (上下)	±10		
	延長	-		

○「シールド・二次覆工」の「コンクリート巻厚」を削除。それに伴い、測定基準の一部削除。

現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

工種区分		試験(測定)項目	品質管理基準		概要
(1) 配管・管渠・その他	必		試験方法	試験(測定)の基準	
				ダクタイル鋳鉄管	日本水道協会による検査
ダクタイル鋳鉄管 (異形管)	JWWA G 114 JWWA G 121 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 ・内面塗装 エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 GX形 JWWA G 121 JDPA G 1049				
水道用ダクタイル鋳鉄管用接合部品	JWWA G 113 JWWA G 114 JWWA G 120 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049				
水道用ダクタイル鋳鉄管用順脱防止押輪	設計図書で指定したもの				
水道用塗覆鋼管	JWWA G 117 ・内面塗装、外面塗装 設計図書で指定したもの				
水道用塗覆鋼管 (異形管)	JWWA G 118 ・内面塗装、外面塗装 設計図書で指定したもの				
水道用ステンレス鋼管	JIS G 3468 JWWA G 117 JWWA G 118				
水道用板状ステンレス鋼管	JWWA G 115				
水道用板状ステンレス鋼管	JWWA G 119				
水道用ステンレス鋼管継手 (伸縮可とう式)	JWWA G 116 規格品又は規格準拠品				
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116				
ねじ込み可動鉄製継手	JWWA K 150 準拠 (JPF MP 003)				
ねじ込み式鋼管製継手	JPF NP 001				
MII型継手	横浜市仕様				
管端コア (ネジあり)	構造・材質基準適合品				
鋼管用ユニオンシモク	構造・材質基準適合品				
水道用ポリエチレン1種2層管	JIS K 6762				
水道用ポリエチレン管金属継手 (1種管用)	JWWA B 116 規格品又は規格準拠品				
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742				
水道用硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743 HITS				
不断水割丁字管	設計図書で指定したもの				

工種区分		試験(測定)項目	品質管理基準		概要
(1) 配管・管渠・その他	必		試験方法	試験(測定)の基準	
				ダクタイル鋳鉄管	日本水道協会による検査
ダクタイル鋳鉄管 (異形管)	JWWA G 114 JWWA G 121 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049 ・内面塗装 エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112 ・外面塗装 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料 JWWA K 139 GX形 JWWA G 121 JDPA G 1049				
水道用ダクタイル鋳鉄管用接合部品	JWWA G 113 JWWA G 114 JWWA G 120 JDPA G 1042 JDPA G 1046 JDPA G 1049				
水道用ダクタイル鋳鉄管用順脱防止押輪	設計図書で指定したもの				
水道用塗覆鋼管	JWWA G 117 ・内面塗装、外面塗装 設計図書で指定したもの				
水道用塗覆鋼管 (異形管)	JWWA G 118 ・内面塗装、外面塗装 設計図書で指定したもの				
水道用ステンレス鋼管	JIS G 3468 JWWA G 115				
水道用板状ステンレス鋼管	JWWA G 119				
水道用ステンレス鋼管継手 (伸縮可とう式)	JWWA G 116 規格品又は規格準拠品				
水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管	JWWA K 116				
ねじ込み可動鉄製継手	JWWA K 150 準拠 (JPF MP 003)				
ねじ込み式鋼管製継手	JPF NP 001				
MII型継手	横浜市仕様				
管端コア (ネジあり)	構造・材質基準適合品				
鋼管用ユニオンシモク	構造・材質基準適合品				
水道用ポリエチレン1種2層管	JIS K 6762				
水道用ポリエチレン管金属継手 (1種管用)	JWWA B 116 規格品又は規格準拠品				
水道用耐衝撃性硬質塩化ビニル管	JIS K 6742				
水道用硬質塩化ビニル管継手	JIS K 6743 HITS				
不断水割丁字管	設計図書で指定したもの				

○S50 形の品質規格を追加

○「水道用ステンレス鋼管」の規格「JAWW G 117, 118 を」削除

現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

品質管理基準

工種区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)の基準	品質規格				備 考	
				管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度		
(4) 埋設管の接合	標準網付間隔 許容曲げ角度		継手箇所ごと	P II形、PN形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度				チェックシートを作成し提出する。	
				管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度		
				300~600	4° 00'	1350	2° 30'		
				700~1000	3° 00'	1500(PN形)	1° 50'		
				1100~1200	2° 45'				
				GX形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度及び標準網付間隔 (単位: mm)					
				管 径	許容曲げ角度	網付間隔			
				75~100	4° 00'	45			
				150~200	4° 00'	60			
				300	4° 00'	72			
				400	4° 00'	75			
	異形管部の接合			水道工事標準仕様書第2編1-3-11 (標準網付間隔、許容網付間隔、許容曲げ角度、切管時の白線の寸法) による。					
				GX形ダクタイル鋳鉄管異形管受口の接合 (単位: mm)					
				呼び径	施工管理用突部と受口端面の隙間寸法				
				75~400	0.5未満				
	押ボルト締付けトルク			水道工事標準仕様書第2編1-3-13 (押ボルト締付けトルク) による。					
				特殊押輪の押ボルト締付けトルク					
				押ボルトの呼び	締付けトルク (N・m)				
				M20	100				
				M22	120				
				M24	140				
				M30	200				
				G-Linkの押ボルト締付けトルク					
				締付けトルク (N・m)					
				100					
	フランジ継手の接合			水道工事標準仕様書第2編1-3-17 (フランジ継手の接合) による。					
				1 RF (大平面座形) フランジとRFフランジとの接合 水道工事標準仕様書第2編1-3-10 (ボルトの締付けトルク) のフランジ形 (大平面座形) ダクタイル鋳鉄管標準締付けトルクによる。					
				2 GF (環形) フランジとRFフランジとの接合					
				適用呼び径 (mm)	締付けトルク (N・m)	ボルトの呼び	規定隙間寸法 (mm)		
				75~2600	60	M16~M48	0.5未満		
				規定隙間寸法の測定は、フランジとフランジとの間にすきまゲージを用いて測定する。					
				3 メタルタッチ形式でないGFフランジとRFフランジの接合					
				呼 び 径 (mm)	規定隙間 (mm)				
					下 限	上 限			
				75~900	3.5	4.5			
				1000~1500	4.5	6.0			
				1600~2400	6.0	8.0			
				2600	7.5	9.5			

品質管理基準

工種区分	試験(測定)項目	試験方法	試験(測定)の基準	品質規格				備 考	
				管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度		
(4) 埋設管の接合	標準網付間隔 許容曲げ角度		継手箇所ごと	P II形、PN形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度				チェックシートを作成し提出する。	
				管 径	許容曲げ角度	管 径	許容曲げ角度		
				300~600	4° 00'	1350	2° 30'		
				700~1000	3° 00'	1500(PN形)	1° 50'		
				1100~1200	2° 45'				
				GX形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度及び標準網付間隔 (単位: mm)					
				管 径	許容曲げ角度	網付間隔			
				75~100	4° 00'	45			
				150~200	4° 00'	60			
				300	4° 00'	72			
				400	4° 00'	75			
	異形管部の接合			水道工事標準仕様書第2編1-3-11 (標準網付間隔、許容網付間隔、許容曲げ角度、切管時の白線の寸法) による。					
				S50形ダクタイル鋳鉄管の許容曲げ角度及び標準網付間隔 (単位: mm)					
				許容曲げ角度	網付間隔				
				4° 00'	45				
	押ボルト締付けトルク			水道工事標準仕様書第2編1-3-13 (押ボルト締付けトルク) による。					
				特殊押輪の押ボルト締付けトルク					
				押ボルトの呼び	締付けトルク (N・m)				
				M20	100				
				M22	120				
				M24	140				
				M30	200				
				G-Linkの押ボルト締付けトルク					
				締付けトルク (N・m)					
				100					
				S50形ダクタイル鋳鉄管の押しボルト締付けトルク					
				押しボルトの呼び	締付けトルク (N・m)				
				M16	60				

○S50形の品質規格を追加

現行（令和元年10月）

改定（令和2年1月）

品質管理基準

工種区分	試験(測定)種目	試験方法	試験(測定)の基準	管 理 基 準				摘 要
				品 質 規 格				
(4) 青銅管の継手	フランジ継手の接合		継手箇所ごと	水道工事標準仕様書第2編1-3-17（フランジ継手の接合）による。				チェックシートを作成し提出する。
				1 RF（大平面座形）フランジとRFフランジとの接合 水道工事標準仕様書第2編1-3-10（ボルトの締付けトルク）のフランジ形（大平面座形）ダクタイル鋳鉄管標準締付けトルクによる。 2 GF（溝形）フランジとRFフランジとの接合				
				適用呼び径 (mm)	締付けトルク (N・m)	ボルトの呼び	規定隙間寸法 (mm)	
				50~2600	60以上	M16~M48	0.5未満	
				規定隙間寸法の測定は、フランジとフランジとの間にすきまゲージを用いて測定する。				
				3 メタルタッチ形式でないGFフランジとRFフランジの接合				
				呼び径 (mm)	規定隙間 (mm)			
					下 限	上 限		
				75~900	3.5	4.5		
				1000~1500	4.5	6.0		
				1600~2400	6.0	8.0		
				2600	7.5	9.5		

○フランジ継手の接合における品質規格を一部変更

現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認	
		工事請負契約約款	契約規則					
工事完成時	工事・指定部分に係る工事完成通知書	第32条第1項 (第39条)	第74条 第76条	水道工事標準仕様書 第1編1-1-20	○	工事(指定部分)が完成したとき	○	
	工事目的物引渡書	第32条 第4,5,6項 (第39条)	第74条		○	検査完了と同時に提出	○	
	建設業退職金共済証紙受払簿			水道工事標準仕様書 第1編1-1-40-5			○	
	建設業退職金共済証紙取付実績報告書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-40-5			○	
	工事完成図書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-19	○		○	
	工事完成図					第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成	○	
	出来形管理 ¹⁾	工事出来形数量計算書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-18		数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など(求積図含む)	○
		出来形管理表			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・管布設工・管防護工・各種非密築造工・塗覆工・水道施設構造物・シールド工・推進工・水管備工・掘削工・舗装工・各工種の管理位置図	○
		給水台帳(出来形図)			水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書		取付替工事終了後、速やかに監督員へ提出(電子データも可)	○
	品質管理 ¹⁾	その他の管理データ			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理基準がなく監督員と協議して決めたもの	○
		検査合格判定表(出来形)			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理表に記載してもよい	○
		継手チェックシート			水道工事標準仕様書 第2編1-3-9		継手接合後、速やかに監督員へ提出	○
		水圧試験結果の報告書			水道工事標準仕様書 第2編1-3-31		口径900mm以上の水圧試験	○
		水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート			水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書		配管工事終了後、耐圧試験・通水・洗浄・水質試験を行った後、速やかに監督員へ提出	○
テストハンマーによる強度推定調査票・ひび割れ調査票				コンクリート構造物の施工完了後の検査実施要領 コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査実施要領			○	
品質管理表				水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・レゾリューションコントロール各試験管理・管の接合・管の溶接・ガス圧接・杭工・舗装工・製造業者の受検証明書・各工種の管理位置図	○	
その他の管理データ			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理基準がなく監督員と協議して決めたもの	○		
検査合格判定表(品質)			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理表に記載してもよい	○		

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認	
		工事請負契約約款	契約規則					
工事完成時	工事・指定部分に係る工事完成届出書	第32条第1項 (第39条)	第74条 第76条	水道工事標準仕様書 第1編1-1-20	○	工事(指定部分)が完成したとき	○	
	工事目的物引渡書	第32条 第4,5,6項 (第39条)	第74条		○	検査完了と同時に提出	○	
	建設業退職金共済証紙受払簿			水道工事標準仕様書 第1編1-1-40-5			○	
	建設業退職金共済証紙取付実績報告書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-40-5			○	
	工事完成図書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-19	○		○	
	工事完成図					第3編「水道工事完成図作成の標準」により作成	○	
	出来形管理 ¹⁾	工事出来形数量計算書			水道工事標準仕様書 第1編1-1-18		数量計算書(集計表・使用材料数量表)、図面など(求積図含む)	○
		出来形管理表			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・管布設工・管防護工・各種非密築造工・塗覆工・水道施設構造物・シールド工・推進工・水管備工・掘削工・舗装工・各工種の管理位置図	○
		給水台帳(出来形図)			水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	○	取付替工事終了後、速やかに監督員へ提出(電子データも可)	○
	品質管理 ¹⁾	その他の管理データ			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理基準がなく監督員と協議して決めたもの	○
		検査合格判定表(出来形)			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		出来形管理表に記載してもよい	○
		継手チェックシート			水道工事標準仕様書 第2編1-3-9	○	継手接合後、速やかに監督員へ提出	○
		水圧試験結果の報告書			水道工事標準仕様書 第2編1-3-31		口径900mm以上の水圧試験	○
		水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事チェックシート			水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水管取付替工事特記仕様書	○	配管工事終了後、耐圧試験・通水・洗浄・水質試験を行った後、速やかに監督員へ提出	○
テストハンマーによる強度推定調査票・ひび割れ調査票				コンクリート構造物の施工完了後の検査実施要領 コンクリート構造物のひび割れ発生状況の調査実施要領	○		○	
品質管理表				水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		・レゾリューションコントロール各試験管理・管の接合・管の溶接・ガス圧接・杭工・舗装工・製造業者の受検証明書・各工種の管理位置図	○	
その他の管理データ			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理基準がなく監督員と協議して決めたもの	○		
検査合格判定表(品質)			水道工事標準仕様書 第1編1-1-23		品質管理表に記載してもよい	○		

○書類名「工事・指定部分に係る工事完成通知書」から「工事・指定部分に係る工事完成届出書」へ変更

○「給水台帳(出来形図)」「継手チェックシート」「水道用波状ステンレス鋼管を使用した給水取付替工事チェックシート」の様式欄の変更

現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認	
		工事請負契約約款 第15条第3、5項	その他					
工事完成時	工事記録写真	第62条	電子納品を行う時は 電子納品に関する特記仕様書		施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出	○	○	
	イメージアップ実施関係資料		水道工事のイメージアップに関する特記仕様書		実施状況写真、経費内訳及びこれを証明する伝票類	○	○	
	交通誘導員集計表					○		
	交通誘導員伝票				路盤材・生コンクリート材等 各材料伝票の頭につける材料納入集計表でもよい	○	○	
	搬出入関係	残土搬入整理券					○	
		スクラップ計量証明書					○	○
		搬出関係各種集計表					○	○
	搬出関係伝票					○	○	
	改良土購入券					○	○	
	搬入関係各種集計表					○	○	
	搬入関係伝票					○	○	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	再生資源利用実施書				施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○	○
		再資源化等報告書				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	○
	支給材料受払計算書	安全訓練実施報告					○	○
		災害防止協議会活動記録				作業員全員の参加により月当たり、半日以上以上の時間を割当て実施	○	○
安全管理書	店社ハットロール実施記録					○	○	
	安全巡視、TBM、KY実施記録					○	○	
	新規入場者教育実施記録					○	○	
	仮設通路等の日常点検チェックシート					○	○	
その他					監督員が指示した場合			

区分	書類名	作成根拠(作成にあたっては施工要領等を参照)		様式	摘要	監督員へ 提示 提出	検査員 確認	
		工事請負契約約款 第15条第3、5項	その他					
工事完成時	工事記録写真	第62条	電子納品を行う時は 電子納品に関する特記仕様書		施工中は監督員の請求があった日から7日以内に提出	○	○	
	現場環境改善の実施状況		水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書		実施状況写真、経費内訳及びこれを証明する伝票類	○	○	
	交通誘導員集計表					○		
	交通誘導員伝票					○	○	
	搬出入関係	残土搬入整理券					○	
		スクラップ計量証明書					○	○
		搬出関係各種集計表					○	○
	搬出関係伝票					○	○	
	改良土購入券					○	○	
	搬入関係各種集計表					○	○	
	搬入関係伝票					○	○	
	産業廃棄物管理票(マニフェスト)	再生資源利用実施書				施工中、監督員の指示があった場合は提示する	○	○
		再資源化等報告書				建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律	○	○
	支給材料受払計算書	安全訓練実施報告					○	○
		災害防止協議会活動記録				作業員全員の参加により月当たり、半日以上以上の時間を割当て実施	○	○
安全管理書	店社ハットロール実施記録					○	○	
	安全巡視、TBM、KY実施記録					○	○	
	新規入場者教育実施記録					○	○	
	仮設通路等の日常点検チェックシート					○	○	
その他					監督員が指示した場合			

※1・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提出する
 ※2・・・工事完成時以外(施工中)においても、監督員の請求があった場合は提出する

<備考>
 ◇工事関係書類一覧表にない書類の取扱い(提示・提出・検査)については、別途監督員と協議し決定する
 ◇検査においては、請負人が工事関係書類一覧表に示す書類(検査員確認欄の印)を用意し、監督員が契約図書(変更契約を含む)・施工プロセスチェックリスト・建設リサイクル法に基づく通知書を用意する

○書類名「イメージアップ実施関係資料」から「現場環境改善の実施状況」へ変更
 ○「現場環境改善の実施状況」の作成根拠「水道工事のイメージアップに関する特記仕様書」から「水道工事の現場環境改善に関する特記仕様書」へ変更

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-7	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
<p style="text-align: center;">(例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>工 事 名</p> <p>口径〇〇mm配水管新設工事</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月</p> <p style="text-align: center;">〇〇建設株式会社</p>		<p style="text-align: center;">(例)</p> <p style="text-align: center;">施 工 計 画 書</p> <p>工 事 名</p> <p>口径〇〇mm配水管布設替工事</p> <p style="text-align: center;">令和〇〇年〇〇月</p> <p style="text-align: center;">〇〇建設株式会社</p>			<p>○工事名を「配水管新設工事」から「配水管布設替工事」へ変更</p>

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-9	改定箇所
現行 (令和元年10月)			改定 (令和2年1月)		
<p>1 工事概要 (例)</p> <p>工事名 口径〇〇mm配水管新設工事</p> <p>工事場所 〇〇区〇〇町〇〇番地先</p> <p>工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>請負金額 ¥ —</p> <p>発注者 横浜市水道局〇〇工事課 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>監督員 総括監督員 〇〇〇〇 主任監督員 〇〇〇〇 担当監督員 〇〇〇〇 (主務)</p> <p>請負人 〇〇建設株式会社 現場代理人 〇〇〇〇 現場事務所(TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>1 工事概要 (例)</p> <p>工事名 口径〇〇mm配水管布設替工事</p> <p>工事場所 〇〇区〇〇町〇〇番地先</p> <p>工期 自 令和〇〇年〇〇月〇〇日 至 令和〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>請負金額 ¥ —</p> <p>発注者 横浜市水道局〇〇工事課 (TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇</p> <p>監督員 総括監督員 〇〇〇〇 主任監督員 〇〇〇〇 担当監督員 〇〇〇〇 (主務)</p> <p>請負人 〇〇建設株式会社 現場代理人 〇〇〇〇 現場事務所(TEL) 〇〇〇-〇〇〇〇</p>	<p>○工事名を「配水管新設工事」から「配水管布設替工事」へ変更</p>			

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 2 施工計画書作成の要点と例	頁	2-12	改定箇所																																																																																																																								
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）																																																																																																																											
<p data-bbox="92 243 468 275">（2）有資格者一覧表記入例</p> <p data-bbox="92 289 557 321">各作業の有資格者の一覧を作成する。</p> <table border="1" data-bbox="136 327 1219 972"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>業者名</th> <th>氏名</th> <th>資格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>車両系建設機械運転者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地山の掘削作業主任者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>足場の組立等作業主任者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>型枠支保工の組立等作業主任者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電気主任技術者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>締固め用機械運転者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス溶接作業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アーク溶接作業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>移動式クレーン運転士</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>玉掛作業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス圧接技量資格者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="92 1024 1323 1098">ア 作業の実施、建設機械の運転、点検整備に関しては、法令に定める資格を有する者（有資格者）を配置すること。</p>		資格	業者名	氏名	資格番号	車両系建設機械運転者				地山の掘削作業主任者				足場の組立等作業主任者				型枠支保工の組立等作業主任者				電気主任技術者				締固め用機械運転者				ガス溶接作業				アーク溶接作業				移動式クレーン運転士				玉掛作業				ガス圧接技量資格者				その他				<p data-bbox="1338 243 1715 275">（2）有資格者一覧表記入例</p> <p data-bbox="1338 289 1804 321">各作業の有資格者の一覧を作成する。</p> <table border="1" data-bbox="1383 327 2466 1161"> <thead> <tr> <th>資格</th> <th>業者名</th> <th>氏名</th> <th>資格番号</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>車両系建設機械運転者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>地山の掘削作業主任者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>足場の組立等作業主任者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>型枠支保工の組立等作業主任者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>電気主任技術者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>締固め用機械運転者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス溶接作業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>アーク溶接作業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>移動式クレーン運転士</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>玉掛作業</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>ガス圧接技量資格者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配管工</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>配管技能者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>給水装置工事主任技術者</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>〇級土木施工管理技士</td><td></td><td></td><td></td></tr> <tr><td>その他</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1338 1213 2555 1287">ア 作業の実施、建設機械の運転、点検整備に関しては、法令に定める資格を有する者（有資格者）を配置すること。</p> <p data-bbox="1338 1304 1857 1335">イ 配管工は資格の写しを添付すること。</p>			資格	業者名	氏名	資格番号	車両系建設機械運転者				地山の掘削作業主任者				足場の組立等作業主任者				型枠支保工の組立等作業主任者				電気主任技術者				締固め用機械運転者				ガス溶接作業				アーク溶接作業				移動式クレーン運転士				玉掛作業				ガス圧接技量資格者				配管工				配管技能者				給水装置工事主任技術者				〇級土木施工管理技士				その他				<p data-bbox="2576 380 2867 495">○配水管布設替工事の工事内容に沿って有資格者一覧表を変更</p>
資格	業者名	氏名	資格番号																																																																																																																										
車両系建設機械運転者																																																																																																																													
地山の掘削作業主任者																																																																																																																													
足場の組立等作業主任者																																																																																																																													
型枠支保工の組立等作業主任者																																																																																																																													
電気主任技術者																																																																																																																													
締固め用機械運転者																																																																																																																													
ガス溶接作業																																																																																																																													
アーク溶接作業																																																																																																																													
移動式クレーン運転士																																																																																																																													
玉掛作業																																																																																																																													
ガス圧接技量資格者																																																																																																																													
その他																																																																																																																													
資格	業者名	氏名	資格番号																																																																																																																										
車両系建設機械運転者																																																																																																																													
地山の掘削作業主任者																																																																																																																													
足場の組立等作業主任者																																																																																																																													
型枠支保工の組立等作業主任者																																																																																																																													
電気主任技術者																																																																																																																													
締固め用機械運転者																																																																																																																													
ガス溶接作業																																																																																																																													
アーク溶接作業																																																																																																																													
移動式クレーン運転士																																																																																																																													
玉掛作業																																																																																																																													
ガス圧接技量資格者																																																																																																																													
配管工																																																																																																																													
配管技能者																																																																																																																													
給水装置工事主任技術者																																																																																																																													
〇級土木施工管理技士																																																																																																																													
その他																																																																																																																													

現行（令和元年10月）

改定（令和2年1月）

6 施工管理計画（例）

現場においては、起終点、変化点及び各測点（No）ごと、又は、弁室等設置にあつては全数の管理を行い、そのうちから検査に必要な管理の位置は次により実施し、出来形図・出来形管理表等を作成し、工事写真を撮影する。

出来形管理・写真管理

工種	測定項目	出来形管理位置	写真管理位置
土工	幅 深さ	No 1, 3, 5	No 1, 3, 5
管布設工	管布設位置 深さ	No 1, 3, 5	No 1, 3, 5
弁室設置工	幅 厚さ 高さ	全数	施工箇所ごと
管保護工	幅 厚さ 高さ	全数	施工箇所ごと

(1) 品質管理は次の項目を実施すること。

- ア 接合部のチェックシートを実施。
- イ レディーミクストコンクリート（スランプ, 空気量, 塩分含有量, 圧縮強度, 単位水量）
- ウ その他

(2) 工程管理

- ア バーチャート、ネットワークにより作成した実施工程表により管理すること。

(3) その他

- ア 出来形管理表やチェックシート及び管理位置図を添付すること。
- イ 各管理の具体的な基準については、水道工事施工要領（工事契約時の年版）によるものとし、道路復旧の施工管理は各道路管理者等の基準による。
- ウ 段階確認については、水道工事標準仕様書 1-1-45 【監督員による確認及び立会等】に記載のとおりとする。

6 施工管理計画（例）

現場においては、起終点、変化点及び各測点（No）ごと、又は、弁室等設置にあつては全数の管理を行い、そのうちから検査に必要な管理の位置は次により実施し、出来形図・出来形管理表等を作成し、工事写真を撮影する。

出来形管理・写真管理

工種	測定項目	出来形管理位置	写真管理位置
土工	幅 深さ	No 1, 3, 5	No 1, 3, 5
管布設工	管布設位置 OP, DP	No 1, 3, 5	No 1, 3, 5
弁室 築造 工	幅 長 さ 高さ	全数	施工箇所ごと
管 防護 工	幅 長 さ 高さ	全数	施工箇所ごと

(1) 品質管理は次の項目を実施すること。

- ア 接合部のチェックシートを実施。
- イ レディーミクストコンクリート（スランプ, 空気量, 塩分含有量, 圧縮強度, 単位水量）
- ウ その他

(2) 工程管理

- ア バーチャート、ネットワークにより作成した実施工程表により管理すること。

(3) その他

- ア 出来形管理表やチェックシート及び管理位置図を添付すること。
- イ 各管理の具体的な基準については、水道工事施工要領（工事契約時の年版）によるものとし、道路復旧の施工管理は各道路管理者等の基準による。
- ウ 段階確認については、水道工事標準仕様書 1-1-45 【監督員による確認及び立会等】に記載のとおりとする。

○出来形管理基準、写真撮影基準に則り「工種」「測定項目」の名称を変更

現行（令和元年10月）

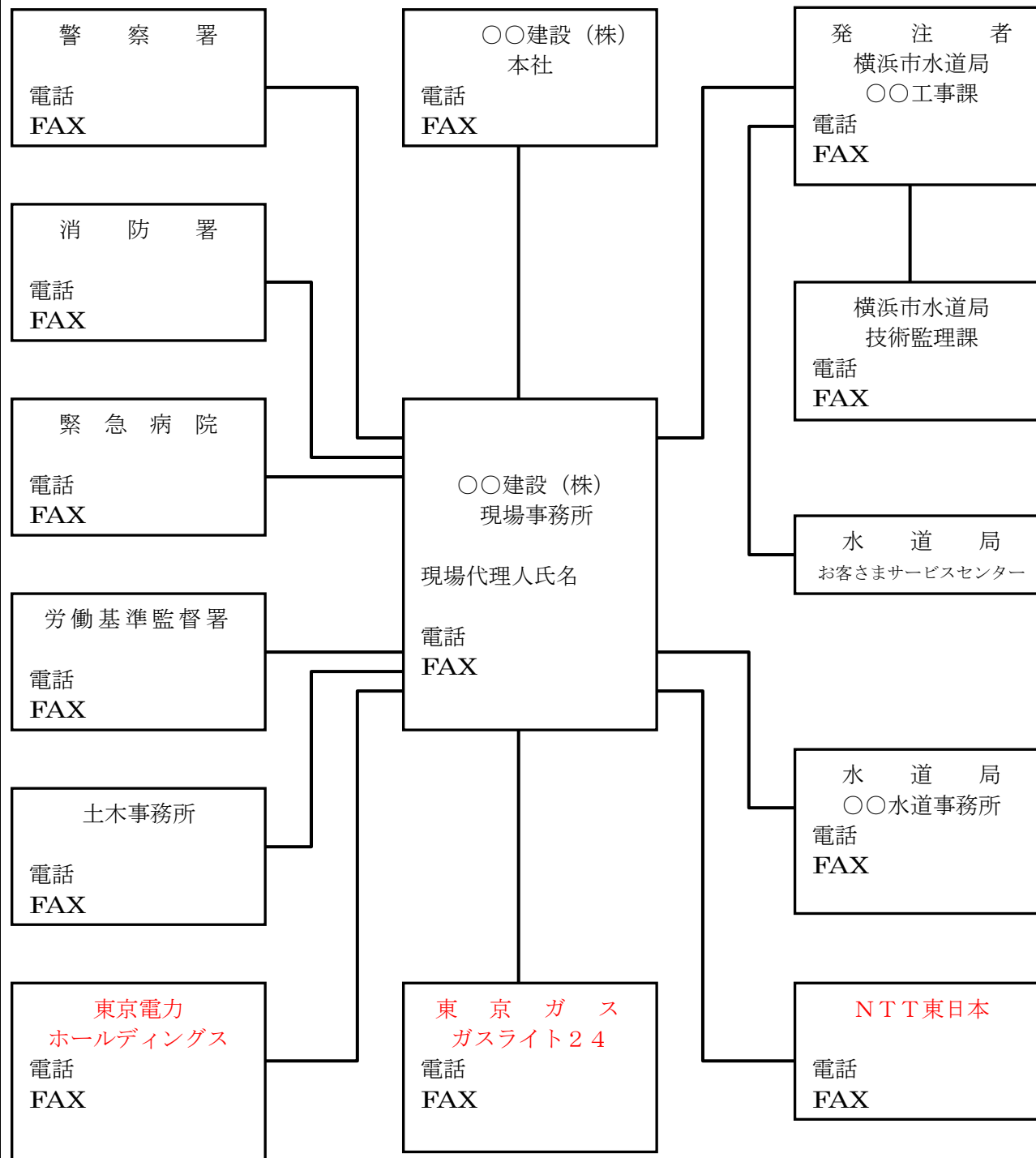
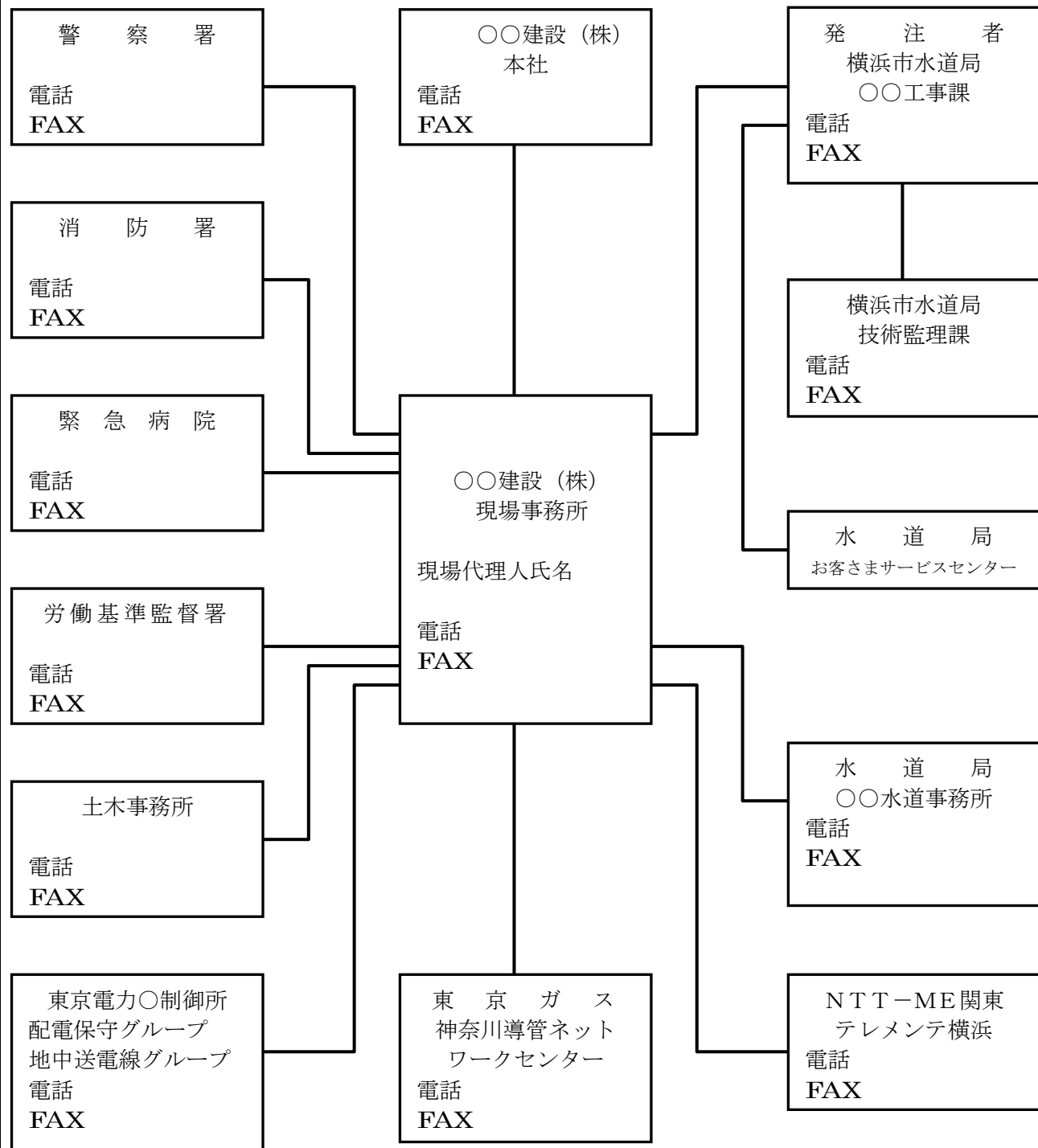
改定（令和2年1月）

7 緊急時の体制（例）

7 緊急時の体制（例）

(1) 緊急連絡系統図

(1) 緊急連絡系統図



○緊急連絡体制の電気、ガス、NTT関係の名称を変更

現行 (令和元年10月)

改定 (令和2年1月)

(6)レディーミクストコンクリートの品質管理表						
工事名						
【配合設計】						
呼び名 普通-21-8-20-BB						
水セメント比 60.0% 細骨材比 46.0% 塩化物含有量 0.3 kg/m ³ 以下						
打設日	1/8	1/11	/	/	/	備考
スランプ	8.0	8.5				
空気量	4.5	5.0				
塩化物含有量	0.03	0.03				
σ7圧縮強度	16.8	17.0				
σ28圧縮強度	24.5	25.0				
スランプ [cm]	10.0					
(例)	8.0					
	7.0					
	6.0					8cm±2.5cm
空気量 [%]	5.5					
(例)	4.5					
	4.0					
	3.5					4.5%±1.5%
塩化物含有量 [kg/m ³]	0.04					
(例)	0.03					
	0.02					
σ7圧縮強度 [N/cm ²]	21					
(例)	15					
	13					
σ28圧縮強度 [N/cm ²]	29					
(例)	23					
	21					

(6)レディーミクストコンクリートの品質管理表						
工事名						
【配合設計】						
呼び名 普通-21-8-20-BB						
水セメント比 55.0%以下 空気量 4.5% 塩化物含有量 0.3 kg/m ³ 以下 単位水量 175 kg/m ³						
打設日	1/8	1/11	/	/	/	備考
スランプ	8.0	8.5				
空気量	4.5	5.0				
塩化物含有量	0.03	0.03				
σ7圧縮強度	16.8	17.0				
σ28圧縮強度	24.5	25.0				
単位水量	172	175				
スランプ [cm]	10.0					
(例)	8.0					
	7.0					
	6.0					8cm±2.5cm
空気量 [%]	5.5					
(例)	4.5					
	4.0					
	3.5					4.5%±1.5%
塩化物含有量 [kg/m ³]	0.04					
(例)	0.03					
	0.02					
σ7圧縮強度 [N/cm ²]	21					
(例)	15					
	13					
σ28圧縮強度 [N/cm ²]	29					
(例)	23					
	21					
単位水量 [kg/m ³]	190					
(例)	170					
	160					

○単位水量の項目を追加

■新旧対照表	項目	第2編 水道工事書類作成要領 9 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）関係で必要な書類	頁	2-39	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
<p>9 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）関係で必要な書類</p> <p>(1) 指定処分 ア 建設発生土 (ア) 副申書 (イ) 料金納入通知書・還付金領収書 (ウ) 集計表（設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。） (エ) 搬入整理券（半券） (オ) 土砂検定試験表（500m³以上） ※運搬経路図は施工計画書に添付すること。 イ がれき類（As 殻、Co 殻、現場発生路盤材） (ア) 廃材搬入利用申込み書 (イ) 集計表（設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。） (ウ) 廃材検収伝票 ※運搬経路図は施工計画書に添付すること。</p> <p>(2) 確認処分 ア 建設発生土・産業廃棄物 (ア) 確認処分届 (イ) 搬出記録簿 (ウ) 搬入証明書（受入先が発行した搬入整理券等） ※運搬経路図は施工計画書に添付すること。 イ <u>搬出記録簿別添のとおり（参考）</u></p>	<p>9 建設副産物（建設発生土及びがれき類等）関係で必要な書類</p> <p>(1) 指定処分 ア 建設発生土 (ア) 副申書 (イ) 料金納入通知書・還付金領収書 (ウ) 集計表（設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。） (エ) 搬入整理券（半券） (オ) 土砂検定試験表（500m³以上） ※運搬経路図は施工計画書に添付すること。 イ がれき類（As 殻、Co 殻、現場発生路盤材） (ア) 廃材搬入利用申込み書 (イ) 集計表（設計数量と搬入整理券の合計数量が確認できること。また、合併、継続工事等は、全体の数量が確認できること。） (ウ) 廃材検収伝票 ※運搬経路図は施工計画書に添付すること。</p> <p>(2) 確認処分 ア 建設発生土・産業廃棄物 (ア) 確認処分届 (イ) 搬出記録簿 (ウ) 搬入証明書（受入先が発行した搬入整理券等） ※運搬経路図は施工計画書に添付すること。</p>	<p>○搬出記録簿の記載を削除</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	5 - 8	改定箇所																				
現行 (令和元年 10 月)		改定 (令和 2 年 1 月)			改定箇所																				
<p data-bbox="418 243 1012 275">段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="1110 291 1323 323">平成 8 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="130 380 1249 453">この工事は、水道局が定める段階点検制度(仮設工等)実施要領に基づき選定された工事である。請負人は、施工に当っては次によらなければならない。</p> <ol data-bbox="112 470 1323 1440" style="list-style-type: none"> 水道局の段階点検を適用する工事の選定要件は、次のとおりである。 (選定要件の内容は、現場説明書に明示する。) 土留工及び締切り工で、掘削高さ 6 m 以上の場合。 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ 4 m 以上の場合。 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ 4 m 以上の場合。 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ 4 m 以上の締切り工 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工 鉄道・河川・道路構造物等近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物 橋長 5 0 m 以上の橋梁の架設 その他局長が必要と認める工事 <ol data-bbox="112 1010 1323 1352" style="list-style-type: none"> 請負人は、段階点検制度対象工事において請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により工事の進捗に応じた段階ごとの点検を行わなければならない。 請負人は、段階点検制度対象工事について別表に示す工程の段階において点検し、その結果を書面(「段階点検確認書」様式集参照)にまとめ監督員に提出しなければならない。 請負人は、段階点検確認書の書面の内容、書式について適用する工事の内容、規模等に応じて作成し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。 請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階における点検の頻度について監督員と協議し承諾を得なければならない。 請負人は、段階点検確認書を監督員に 2 部提出し、1 部を監督員の受取印を押印してもらい完成書類として検査時に写しを提出しなければならない。 <p data-bbox="130 1457 210 1488">別 表</p> <table border="1" data-bbox="121 1493 1323 1761"> <thead> <tr> <th data-bbox="121 1493 525 1541">点検する仮設土留工の工程</th> <th data-bbox="525 1493 1323 1541">点 検 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="121 1541 525 1589">① 設計完了段階</td> <td data-bbox="525 1541 1323 1589">・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1589 525 1638">② 施工中間段階</td> <td data-bbox="525 1589 1323 1638">で、安全設計してあるか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1638 525 1686">③ 施工完了段階</td> <td data-bbox="525 1638 1323 1686">・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どお</td> </tr> <tr> <td data-bbox="121 1686 525 1761">④ 撤去中間段階</td> <td data-bbox="525 1686 1323 1761">りに実施しているか。</td> </tr> </tbody> </table>		点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容	① 設計完了段階		・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件	② 施工中間段階	で、安全設計してあるか。	③ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どお	④ 撤去中間段階	りに実施しているか。	<p data-bbox="1656 243 2249 275">段階点検制度(仮設工等)に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="2258 291 2472 323">平成 8 年 4 月 1 日</p> <p data-bbox="2258 333 2561 365">令和 2 年 1 月 24 日 改正</p> <p data-bbox="1377 422 2496 495">この工事は、水道局が定める段階点検制度(仮設工等)実施要領に基づき選定された工事である。請負人は、施工に当っては次によらなければならない。</p> <ol data-bbox="1356 512 2561 1482" style="list-style-type: none"> 水道局の段階点検を適用する工事の選定要件は、次のとおりである。 (選定要件の内容は、工事仕様書に明示する。) 土留工及び締切り工で、掘削高さ 6 m 以上の場合。 軟弱地盤による土留工及び締切り工で、掘削高さ 4 m 以上の場合。 偏土圧を受ける土留工及び締切り工で、掘削高さ 4 m 以上の場合。 仮設計画で、基準としている水面から床付深さ 4 m 以上の締切り工 河川堤防と同等の機能を有する仮締切り工 鉄道・河川・道路構造物等近接し、その構造物及び周辺地域に地盤変動等の影響が予想される土留工及び締切り工 一般交通を供用する大規模な土留工、路面覆工及び仮設橋等の仮設構造物 橋長 5 0 m 以上の橋梁の架設 その他局長が必要と認める工事 <ol data-bbox="1356 1052 2561 1394" style="list-style-type: none"> 請負人は、段階点検制度対象工事において請負人の本・支店等の技術者、安全管理担当責任者により工事の進捗に応じた段階ごとの点検を行わなければならない。 請負人は、段階点検制度対象工事について別表に示す工程の段階において点検し、その結果を書面(「段階点検確認書」様式集参照)にまとめ監督員に提出しなければならない。 請負人は、段階点検確認書の書面の内容、書式について適用する工事の内容、規模等に応じて作成し、あらかじめ監督員の承諾を得なければならない。 請負人は、施工中間段階及び撤去中間段階における点検の頻度について監督員と協議し承諾を得なければならない。 請負人は、段階点検確認書を監督員に 2 部提出し、1 部を監督員の受取印を押印してもらい完成書類として検査時に写しを提出しなければならない。 <p data-bbox="1377 1499 1457 1530">別 表</p> <table border="1" data-bbox="1368 1535 2570 1803"> <thead> <tr> <th data-bbox="1368 1535 1771 1583">点検する仮設土留工の工程</th> <th data-bbox="1771 1535 2570 1583">点 検 の 内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1368 1583 1771 1631">⑤ 設計完了段階</td> <td data-bbox="1771 1583 2570 1631">・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 1631 1771 1680">⑥ 施工中間段階</td> <td data-bbox="1771 1631 2570 1680">で、安全設計してあるか。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 1680 1771 1728">⑦ 施工完了段階</td> <td data-bbox="1771 1680 2570 1728">・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どお</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1368 1728 1771 1803">⑧ 撤去中間段階</td> <td data-bbox="1771 1728 2570 1803">りに実施しているか。</td> </tr> </tbody> </table>			点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容	⑤ 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件	⑥ 施工中間段階	で、安全設計してあるか。	⑦ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どお	⑧ 撤去中間段階	りに実施しているか。
点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容																								
① 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件																								
② 施工中間段階	で、安全設計してあるか。																								
③ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どお																								
④ 撤去中間段階	りに実施しているか。																								
点検する仮設土留工の工程	点 検 の 内 容																								
⑤ 設計完了段階	・設計完了段階においては、現場条件と整合した設計条件																								
⑥ 施工中間段階	で、安全設計してあるか。																								
⑦ 施工完了段階	・施工中間、完了、撤去中間等の段階においては、仮設計画書どお																								
⑧ 撤去中間段階	りに実施しているか。																								

■新旧対照表		項目	第5編 水道局特記仕様書 配管材料調達に関する特記仕様書 1 口径75mm以上		頁	5-11		改定箇所																																																																																																																
現行（令和元年10月）					改定（令和2年1月）																																																																																																																			
<p align="center">配管材料調達に関する特記仕様書</p> <p align="right">平成12年10月1日 平成30年4月1日 改正</p> <p>請負人が設計図書に記載された水道用材料を調達して施工する場合、横浜市水道局が指定したものを使用しなければならない。</p> <p>なお、調達材料の規格等が設計図書等に明示されていない場合は、次の各規格を参考に監督員と協議して調達材料を決定する。</p> <p>また、(※)印の材料については、別表-1、2「工事中材料製作者登録一覧」の製品を使用すること。</p> <p>1 口径75mm以上 (1) 配水管材料関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>呼径 (mm)</th> <th>規格</th> <th>形状</th> <th>内面塗装</th> <th>外面塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">ダクタイル鋳鉄管</td> <td>75~300</td> <td rowspan="10">JWWA G 113</td> <td>K形1種</td> <td rowspan="10">モルタルライニング[*] JWWA A 113</td> <td rowspan="10">水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139</td> </tr> <tr><td>400~2600</td><td>K形2種</td></tr> <tr><td>500~2600</td><td>S形1種(切管用)</td></tr> <tr><td>500~2600</td><td>S形2種</td></tr> <tr><td>800~2600</td><td>UF形</td></tr> <tr><td>800~2600</td><td>US形2種</td></tr> <tr><td>300</td><td>PⅡ形1種</td></tr> <tr><td>400~1350</td><td>PⅡ形2種</td></tr> <tr><td>100~400</td><td>NS形1種</td></tr> <tr><td>300</td><td>JDPA G</td><td>PN形1種</td></tr> <tr><td>400~1500</td><td>1046</td><td>PN形2種</td></tr> <tr><td>500~1000</td><td>JDPA G 1042</td><td>NS形S種</td></tr> <tr><td>100~400</td><td>JWWA G</td><td rowspan="4">GX形1種</td> <td rowspan="4">エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112</td> <td rowspan="4">水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139</td> </tr> <tr><td>75~400</td><td>120 JDPA G 1049</td></tr> <tr><td>75~300</td><td rowspan="3">JWWA G 113</td><td>NS形1種</td></tr> <tr><td>400</td><td>K形1種</td></tr> <tr><td>300</td><td>K形2種</td></tr> <tr><td>400</td><td>PⅡ形1種</td></tr> <tr><td>400</td><td>PⅡ形2種</td></tr> </tbody> </table>					名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装	ダクタイル鋳鉄管	75~300	JWWA G 113	K形1種	モルタルライニング [*] JWWA A 113	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139	400~2600	K形2種	500~2600	S形1種(切管用)	500~2600	S形2種	800~2600	UF形	800~2600	US形2種	300	PⅡ形1種	400~1350	PⅡ形2種	100~400	NS形1種	300	JDPA G	PN形1種	400~1500	1046	PN形2種	500~1000	JDPA G 1042	NS形S種	100~400	JWWA G	GX形1種	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139	75~400	120 JDPA G 1049	75~300	JWWA G 113	NS形1種	400	K形1種	300	K形2種	400	PⅡ形1種	400	PⅡ形2種	<p align="center">配管材料調達に関する特記仕様書</p> <p align="right">平成12年10月1日 令和2年1月24日 改正</p> <p>請負人が設計図書に記載された水道用材料を調達して施工する場合、横浜市水道局が指定したものを使用しなければならない。</p> <p>なお、調達材料の規格等が設計図書等に明示されていない場合は、次の各規格を参考に監督員と協議して調達材料を決定する。</p> <p>また、(※)印の材料については、別表-1、2「工事中材料製作者登録一覧」の製品を使用すること。</p> <p>1 口径75mm以上 (1) 配水管材料関係</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>呼径 (mm)</th> <th>規格</th> <th>形状</th> <th>内面塗装</th> <th>外面塗装</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="18">ダクタイル鋳鉄管</td> <td>75~300</td> <td rowspan="10">JWWA G 113</td> <td>K形1種</td> <td rowspan="10">モルタルライニング[*] JWWA A 113</td> <td rowspan="10">水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139</td> </tr> <tr><td>400~2600</td><td>K形2種</td></tr> <tr><td>500~2600</td><td>S形1種(切管用)</td></tr> <tr><td>500~2600</td><td>S形2種</td></tr> <tr><td>800~2600</td><td>UF形</td></tr> <tr><td>800~2600</td><td>US形2種</td></tr> <tr><td>300</td><td>PⅡ形1種</td></tr> <tr><td>400~1350</td><td>PⅡ形2種</td></tr> <tr><td>100~400</td><td>NS形1種</td></tr> <tr><td>300</td><td>JDPA G</td><td>PN形1種</td></tr> <tr><td>400~1500</td><td>1046</td><td>PN形2種</td></tr> <tr><td>500~1000</td><td>JDPA G 1042</td><td>NS形S種</td></tr> <tr><td>100~400</td><td>JWWA G</td><td rowspan="4">GX形1種</td> <td rowspan="4">エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112</td> <td rowspan="4">水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139</td> </tr> <tr><td>75~400</td><td>120 JDPA G 1049</td></tr> <tr><td>75~300</td><td rowspan="3">JWWA G 113</td><td>NS形1種</td></tr> <tr><td>400</td><td>K形1種</td></tr> <tr><td>300</td><td>K形2種</td></tr> <tr><td>400</td><td>PⅡ形1種</td></tr> <tr><td>400</td><td>PⅡ形2種</td></tr> </tbody> </table>					名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装	ダクタイル鋳鉄管	75~300	JWWA G 113	K形1種	モルタルライニング [*] JWWA A 113	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139	400~2600	K形2種	500~2600	S形1種(切管用)	500~2600	S形2種	800~2600	UF形	800~2600	US形2種	300	PⅡ形1種	400~1350	PⅡ形2種	100~400	NS形1種	300	JDPA G	PN形1種	400~1500	1046	PN形2種	500~1000	JDPA G 1042	NS形S種	100~400	JWWA G	GX形1種	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139	75~400	120 JDPA G 1049	75~300	JWWA G 113	NS形1種	400	K形1種	300	K形2種	400	PⅡ形1種	400	PⅡ形2種	○GX形の外面塗装規格を追加
名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装																																																																																																																			
ダクタイル鋳鉄管	75~300	JWWA G 113	K形1種	モルタルライニング [*] JWWA A 113	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139																																																																																																																			
	400~2600		K形2種																																																																																																																					
	500~2600		S形1種(切管用)																																																																																																																					
	500~2600		S形2種																																																																																																																					
	800~2600		UF形																																																																																																																					
	800~2600		US形2種																																																																																																																					
	300		PⅡ形1種																																																																																																																					
	400~1350		PⅡ形2種																																																																																																																					
	100~400		NS形1種																																																																																																																					
	300		JDPA G			PN形1種																																																																																																																		
	400~1500	1046	PN形2種																																																																																																																					
	500~1000	JDPA G 1042	NS形S種																																																																																																																					
	100~400	JWWA G	GX形1種	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139																																																																																																																			
	75~400	120 JDPA G 1049																																																																																																																						
	75~300	JWWA G 113				NS形1種																																																																																																																		
	400					K形1種																																																																																																																		
	300		K形2種																																																																																																																					
	400	PⅡ形1種																																																																																																																						
400	PⅡ形2種																																																																																																																							
名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装																																																																																																																			
ダクタイル鋳鉄管	75~300	JWWA G 113	K形1種	モルタルライニング [*] JWWA A 113	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139																																																																																																																			
	400~2600		K形2種																																																																																																																					
	500~2600		S形1種(切管用)																																																																																																																					
	500~2600		S形2種																																																																																																																					
	800~2600		UF形																																																																																																																					
	800~2600		US形2種																																																																																																																					
	300		PⅡ形1種																																																																																																																					
	400~1350		PⅡ形2種																																																																																																																					
	100~400		NS形1種																																																																																																																					
	300		JDPA G			PN形1種																																																																																																																		
	400~1500	1046	PN形2種																																																																																																																					
	500~1000	JDPA G 1042	NS形S種																																																																																																																					
	100~400	JWWA G	GX形1種	エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112	水道用ダクタイル 鋳鉄管合成 樹脂塗料 JWWA K 139																																																																																																																			
	75~400	120 JDPA G 1049																																																																																																																						
	75~300	JWWA G 113				NS形1種																																																																																																																		
	400					K形1種																																																																																																																		
	300		K形2種																																																																																																																					
	400	PⅡ形1種																																																																																																																						
400	PⅡ形2種																																																																																																																							

■新旧対照表				項目	第5編 水道局特記仕様書 配管材料調達に関する特記仕様書 1 口径75mm以上				頁	5-12		改定箇所							
現行 (令和元年10月)						改定 (令和2年1月)													
1 口径75mm以上 (2) 接合部品等						1 口径75mm以上 (2) 接合部品等						○接合方式のKF形の規格廃止のため削除							
名称	規格	呼径 (mm)	形式	接合部品名				備考	名称	規格	呼径 (mm)		形式	接合部品名				備考	
水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 接合部品	JWWA G 113 JWWA G 114	75 以上	K形	押輪	T頭ボルト・ナット	ゴム輪			水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 接合部品	JWWA G 113 JWWA G 114	75 以上		K形	押輪	T頭ボルト・ナット	ゴム輪			
		300 以上	KF形	押輪、ロックリング	T頭ボルト・ナット、 シールキャップ、セ ットボルト	ゴム輪、シールリ ング					500～ 2600		S形	押輪、割輪、ロ ックリング、切管用 挿しロック	ボルト・ナット、 結合ヒース	ゴム輪、バックア ップリング			ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、セットボルト JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR
		500～ 2600	S形	押輪、割輪、ロ ックリング、切管用 挿しロック	ボルト・ナット、 結合ヒース	ゴム輪、バックア ップリング					300～ 1350		P II形	押輪、ロックリング	ボルト・セットボルト	ゴム輪			ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、セットボルト JIS G
		300～ 1350	P II形	押輪、ロックリング	ボルト・セットボルト	ゴム輪					75 以上		フランジ形		六角ボルト・ナット	ガスケット			六角ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、ガスケッ
		75 以上	フランジ形		六角ボルト・ナット	ガスケット					75～ 400		NS形	押輪、屈曲防 止リング、ライク、ロ ックリング、切管	T頭ボルト・ナ ット、セットボルト	ゴム輪、ロックリ ング心出し用ゴ ム、ライク心出し	バックアップリン グ		T頭ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪 SBR、ロックリング心出し用ゴ
		75～ 400	NS形	押輪、屈曲防 止リング、ライク、ロ ックリング、切管	T頭ボルト・ナ ット、セットボルト	ゴム輪、ロックリ ング心出し用ゴ ム、ライク心出し	バックアップリン グ				JDPA G 1042		500～ 1000		押輪、ライク、ロック リング、切管用	T頭ボルト・ナット	ゴム輪	バックアップリン グ、ライク心出	T頭ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪
		JDPA G 1042	500～ 1000		押輪、ライク、ロック リング、切管用	T頭ボルト・ナット	ゴム輪	バックアップリン グ、ライク心出			JDPA G 1046		300～ 1500	P N形	押輪、ロックリング	ボルト・セットボルト	ゴム輪	ゴムスポンジ	ボルト・ナット JIS G 4303 の SUS304、セットボルト JIS G 4303 の SUS304、ゴム輪
		JDPA G 1046	300～ 1500	P N形	押輪、ロックリング	ボルト・セットボルト	ゴム輪	ゴムスポンジ			JWWA G 120 JDPA G		75～ 400	G X形	押輪、ライク、ロック リング、切管用 挿しロック、	T頭ボルト・ナ ット、 六角ボルト・ナット	ゴム輪(直管 用)、 ゴム輪(異形管	ロックリングホル ダ、 ライクホート	六角ボルト・ナット JIS G 5527 の付属書、JWWA G 113. 114 の付属書 A、又
		JWWA G 120 JDPA G	75～ 400	G X形	押輪、ライク、ロック リング、切管用 挿しロック、	T頭ボルト・ナ ット、 六角ボルト・ナット	ゴム輪(直管 用)、 ゴム輪(異形管	ロックリングホル ダ、 ライクホート			水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 離脱防止	製品 指定	75 以上	K形					
		水道用 ダクタイル 鋳鉄管用 離脱防止	製品 指定	75 以上	K形								75～ 400	NS形					

■新旧対照表		項目	第5編 水道局特記仕様書 配管材料調達に関する特記仕様書 1 口径75mm以上 及び 2 口径50mm以下			頁	5-14		改定箇所			
現行 (令和元年10月)						改定 (令和2年1月)						
2 口径50mm以下 (1) 配水管材料						1 口径75mm以上 (5) その他						○ポリエチレンスリーブの規格を追加
						名称		規格		材質		
						ポリエチレンスリーブ		JWWA K 158		ポリエチレンフィルム		○S50の外面塗装規格を追加
2 口径50mm以下 (1) 配水管材料						2 口径50mm以下 (1) 配水管材料						
						名称		呼径 (mm)		規格		形状
ダクティル鋳鉄管 (一部※)		50		JDPA G 1052		S50形S種		エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112		JDPA G 1052		
ダクティル鋳鉄管 (一部※)		50		JDPA G 1052		S50形S種		エポキシ樹脂 粉体塗装 JWWA G 112		JDPA G 1052 JWWA G 120 JWWA G 121		

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書 配管材料調達に関する特記仕様書 2 口径50mm以下 及び 3 共通	頁	5-17	改定箇所																																												
現行 (令和元年10月)		改定 (令和2年1月)																																															
2 口径50mm以下 (5) その他		2 口径50mm以下 (5) その他			○「水道管明示テープ」「水道管理設明示シート」を共通事項に変更																																												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道管明示テープ (※)</td> <td>横浜市仕様</td> <td>ポリエチレンクロステープ</td> </tr> <tr> <td>水道管理設明示シート (※)</td> <td>横浜市仕様</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>ポリエチレンスリーブ (粘着テープ)</td> <td>JWWA K 158</td> <td>ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ</td> <td>JWWA K 158 準拠品</td> <td>ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニル管の接着剤</td> <td>JWWA S 101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	材質	水道管明示テープ (※)		横浜市仕様	ポリエチレンクロステープ	水道管理設明示シート (※)	横浜市仕様	ポリエチレン	ポリエチレンスリーブ (粘着テープ)	JWWA K 158	ポリエチレンフィルム	口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ</td> <td>JWWA K 158 準拠品</td> <td>ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニル管の接着剤</td> <td>JWWA S 101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	材質	口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ</td> <td>JWWA K 158 準拠品</td> <td>ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニル管の接着剤</td> <td>JWWA S 101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	材質	口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ</td> <td>JWWA K 158 準拠品</td> <td>ポリエチレンフィルム</td> </tr> <tr> <td>水道用硬質塩化ビニル管の接着剤</td> <td>JWWA S 101</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	名称	規格	材質	口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム	水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101	
名称	規格	材質																																															
水道管明示テープ (※)	横浜市仕様	ポリエチレンクロステープ																																															
水道管理設明示シート (※)	横浜市仕様	ポリエチレン																																															
ポリエチレンスリーブ (粘着テープ)	JWWA K 158	ポリエチレンフィルム																																															
口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム																																															
水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101																																																
名称	規格	材質																																															
口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム																																															
水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101																																																
名称	規格	材質																																															
口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム																																															
水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101																																																
名称	規格	材質																																															
口径50mm以下用ポリエチレンスリーブ	JWWA K 158 準拠品	ポリエチレンフィルム																																															
水道用硬質塩化ビニル管の接着剤	JWWA S 101																																																
		3 共通																																															
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>規格</th> <th>材質</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水道管明示テープ (※)</td> <td>横浜市仕様</td> <td>ポリエチレンクロステープ</td> </tr> <tr> <td>水道管理設明示シート (※)</td> <td>横浜市仕様</td> <td>ポリエチレン</td> </tr> <tr> <td>防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ</td> <td>JIS Z 1901</td> <td>ポリ塩化ビニル</td> </tr> </tbody> </table>			名称	規格	材質	水道管明示テープ (※)	横浜市仕様	ポリエチレンクロステープ	水道管理設明示シート (※)	横浜市仕様	ポリエチレン	防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS Z 1901	ポリ塩化ビニル																																	
名称	規格	材質																																															
水道管明示テープ (※)	横浜市仕様	ポリエチレンクロステープ																																															
水道管理設明示シート (※)	横浜市仕様	ポリエチレン																																															
防食用ポリ塩化ビニル粘着テープ	JIS Z 1901	ポリ塩化ビニル																																															

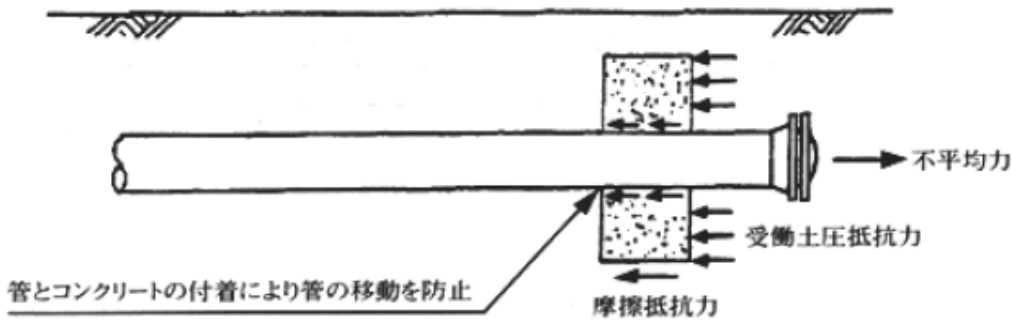
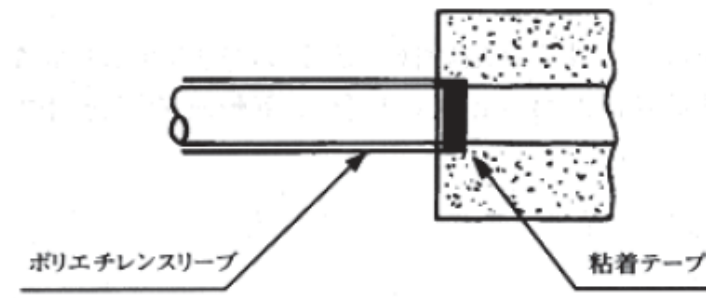
■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	5-40	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
<p data-bbox="394 285 1032 317">ポリエチレンスリーブ施工に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="1080 331 1323 363">平成20年2月22日</p> <p data-bbox="106 422 1323 499">請負人は、ポリエチレンスリーブの施工に当っては、次頁の施工方法によるほか次によらなければならない。</p> <p data-bbox="130 512 931 543">なお、これらによりがたい場合は、監督員と協議し指示を得ること。</p> <ol data-bbox="106 602 1086 947" style="list-style-type: none"> 1 仮設管には、ポリエチレンスリーブを施工しない。 なお、仮設管にポリエチレンスリーブを施工する場合は別途監督員が指示する。 2 請負人がポリエチレンスリーブを調達する場合は、仕様等を必ず確認すること。 3 その他の仕様は、水道工事標準仕様書による。 4 工業用水道工事に用いるポリエチレンスリーブは文字のない無地のものとする。 		<p data-bbox="1635 285 2273 317">ポリエチレンスリーブ施工に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="2237 331 2481 363">平成20年2月22日</p> <p data-bbox="2249 375 2561 407">令和2年1月24日 改正</p> <p data-bbox="1353 466 2561 543">請負人は、ポリエチレンスリーブの施工に当っては、次頁の施工方法によるほか次によらなければならない。</p> <p data-bbox="1377 556 2178 588">なお、これらによりがたい場合は、監督員と協議し指示を得ること。</p> <ol data-bbox="1353 646 2561 1213" style="list-style-type: none"> 1 仮設管には、ポリエチレンスリーブを施工しない。 なお、仮設管にポリエチレンスリーブを施工する場合は別途監督員が指示する。 2 請負人がポリエチレンスリーブを調達する場合は、仕様等を必ず確認すること。 3 その他の仕様は、水道工事標準仕様書による。 4 工業用水道工事に用いるポリエチレンスリーブは文字のない無地のものとする。 5 防護コンクリートを打設する部分については、ポリエチレンスリーブを装着しない。この時、ポリエチレンスリーブ末端の防護コンクリートとの境目については、管が直接土壌と接触するのを防止するため、図1、図2に示すようにポリエチレンスリーブの端をコンクリートの中に入れるように施工すること。 <p data-bbox="1555 1234 2059 1266">図1 管端部でのコンクリート防護例</p> 			<p data-bbox="2585 1003 2867 1125">○防護コンクリート打設部のポリスリーブ施工の記載について追加</p>

図2 ポリエチレンスリーブの末端処理



■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書 「給水台帳（出来形図）」作成の標準	頁	5-61	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
<p>カ 官民境界の表現 官民境界は「一点鎖線」で表記し、既設管接続位置の箇所は工事場所に併せて“☑”にて表現する。接続位置が宅地内ならば宅地内方向に「一点鎖線」から矢印を表記し「宅地内」と記入する。私道の場合も同様とし「私道内」と記入する。歩道の表記も同様とし「一点鎖線」で表現する。</p> <p>キ 取付替番号と水栓番号及び公設管、私有管番号の記入 原則として、設計図書に準ずること。「給水台帳」取付替No.欄に記載する。</p> <p>ク 取付替位置オフセットの表記 (ア) 本管取付替位置をD P（取付替位置の本管天端深さ）、O P（取付替位置から既設管接続位置に向かったの官民境界又は、民民境界までの最短距離）を記入する。（接続する既設管占用位置が公道内のみの場合は未記入） (イ) 取付替配管区内（ m）の表記については、官民境界又は、民民境界を基準に道路部、または宅地部にて既設管と接続した位置の最短距離を記入する。歩道がある場合も同様とする。</p> <p>(3) 共通項目 共通項目は工事箇所ごとに表記する。また、“☑”を伴う箇所も同様に表記する。 公設管、私有管番号が付いている管路の取付替工事を行った場合は、管路番号を表記する。 給水分岐短管を使用した場合は、それが分かるよう表記する。</p>	<p>カ 官民境界の表現 官民境界は「一点鎖線」で表記し、既設管接続位置の箇所は工事場所に併せて“☑”にて表現する。接続位置が宅地内ならば宅地内方向に「一点鎖線」から矢印を表記し「宅地内」と記入する。私道の場合も同様とし「私道内」と記入する。歩道の表記も同様とし「一点鎖線」で表現する。</p> <p>キ 取付替番号と水栓番号及び公設管、私有管番号の記入 原則として、設計図書に準ずること。「給水台帳（出来形図）作成例」のとおり各欄に記入する。</p> <p>ク 取付替位置オフセットの表記 (ア) 本管取付替位置をD P（取付替位置の本管天端深さ）、O P（取付替位置から既設管接続位置に向かったの官民境界又は、民民境界までの最短距離）を記入する。（接続する既設管占用位置が公道内のみの場合は未記入） (イ) 取付替配管区内（ m）の表記については、官民境界又は、民民境界を基準に道路部、または宅地部にて既設管と接続した位置の最短距離を記入する。歩道がある場合も同様とする。</p> <p>(3) 共通項目 共通項目は工事箇所ごとに表記する。また、“☑”を伴う箇所も同様に表記する。 公設管、私有管番号が付いている管路の取付替工事を行った場合は、管路番号を表記する。 給水分岐短管を使用した場合は、それが分かるよう表記する。</p>	<p>○給水台帳作成における取付替番号等の記入方法について変更</p>			

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	5-93	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
<p data-bbox="486 260 943 300">電子納品に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="1071 380 1323 409">平成23年10月1日</p> <p data-bbox="106 512 1323 632">1 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品とは、工事の完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品等要領 [土木編]」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を納品することをいう。</p> <p data-bbox="106 688 1323 947">2 電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン [土木工事編]」（以下、「ガイドライン」という。）及び「電子納品運用手順書 (案) [工事編]」（以下、「手順書」という。）を参考に 「要領」及び「ガイドライン」並びに「手順書」は、横浜市財政局の下記ウェブページを参照する。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html</p> <p data-bbox="106 1003 878 1033">3 電子成果品は、電子媒体（CD-R）で正副各1部提出する。</p> <p data-bbox="106 1094 1323 1308">4 電子成果品は、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出する。 「横浜市電子納品チェッカー」は、横浜市財政局の下記ウェブページからダウンロードして使用する。 http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/checker.html</p> <p data-bbox="106 1365 1323 1440">5 電子納品の対象範囲及び紙による成果品の提出部数については、監督員との事前協議により決定する。</p>		<p data-bbox="1724 260 2181 300">電子納品に関する特記仕様書</p> <p data-bbox="2237 380 2561 453">平成23年10月1日 令和2年1月24日 改正</p> <p data-bbox="1353 556 2561 676">1 本工事は、電子納品の対象工事とする。電子納品とは、工事の完成図書などの最終成果品を「工事完成図書の電子納品等要領 [土木編]」（以下、「要領」という。）に基づいて作成した電子成果品を納品することをいう。</p> <p data-bbox="1353 735 2561 993">2 電子納品の事前協議・運用にあたっては、「電子納品等運用ガイドライン [土木工事編]」（以下、「ガイドライン」という。）及び「電子納品運用手順書 [工事編]」（以下、「手順書」という。）を参考に 「要領」及び「ガイドライン」並びに「手順書」は、横浜市財政局の下記ウェブページを参照する。 https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/zaisei/kokyo/sekkei-sekoh/cals_ec/yokohamadensi.html</p> <p data-bbox="1353 1050 2279 1123">3 電子成果品は、電子媒体（CD-R、DVD-R）で正副各1部提出する。 ※BD-Rを使用する場合は監督員と協議すること。</p> <p data-bbox="1353 1182 2561 1396">4 電子成果品は、「横浜市電子納品チェッカー」によるチェックを行い、エラーがないことを確認した後、ウイルス対策を実施したうえで提出する。 「横浜市電子納品チェッカー」は、横浜市財政局の下記ウェブページからダウンロードして使用する。 http://www.city.yokohama.lg.jp/zaisei/org/kokyo/cals/checker.html</p> <p data-bbox="1353 1453 2561 1528">5 電子納品の対象範囲及び紙による成果品の提出部数については、監督員との事前協議により決定する。</p>			<p data-bbox="2585 735 2772 764">○（案）の削除</p> <p data-bbox="2585 1003 2792 1033">○電子媒体の追加</p>

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）		
<p style="text-align: center;">口径75mmダクティル鋳鉄管使用に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成18年7月19日 平成26年1月6日 改正</p> <p>1 仕様書の適用 この仕様書は、請負人が口径75mmダクティル鋳鉄管を調達し施工する水道工事に適用する。</p> <p>2 口径75mmダクティル鋳鉄管の規格及び仕様等 口径75mmダクティル鋳鉄管はNS形1種（JWWA G 113）もしくはGX形1種（JWWA G 120、JDPA G 1049）とし、外面塗装は、水道用ダクティル鋳鉄管合成樹脂塗料（JWWA K 139）、内面塗装はエポキシ樹脂粉体塗装（JWWA G 112）を使用すること。</p> <p>3 ポリエチレンスリーブの規格及び仕様等 ポリエチレンスリーブは（JWWA K 158）の粉体塗装用スリーブを使用すること。</p>				<p>○「口径75mmダクティル鋳鉄管使用に関する特記仕様書」の削除</p>

現行（令和元年10月）

改定（令和2年1月）

GX形ダクタイトイル鋳鉄管を使用した工事に関する特記仕様書

平成27年7月1日
平成30年1月1日 改正

1 適用

本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管更新工事等においてGX形ダクタイトイル鋳鉄管（以下、GX形という。）を使用する工事に適用する。

請負人はGX形の施工に先立ち、本仕様書に記載の無い事柄については「横浜市水道局設計標準図」「水道工事標準仕様書」「水道工事施工要領」を遵守しなければならない。

また、日本ダクタイトイル鋳鉄管協会のホームページで閲覧可能な接合ビデオ（GX形）を閲覧したうえで、同協会の下記技術資料を把握しなければならない。

日本ダクタイトイル鋳鉄管協会技術資料 [（http://www.jdpa.gr.jp/download.html#gizyutu）](http://www.jdpa.gr.jp/download.html#gizyutu)

- (1) GX形ダクタイトイル鋳鉄管 JDPA T 56
- (2) GX形ダクタイトイル鋳鉄管管路の設計 JDPA T 57
- (3) GX形ダクタイトイル鋳鉄管寸法表
- (4) GX形ダクタイトイル鋳鉄管 接合要領書 JDPA W 16

2 採用の口径別管種

設計図書に記載されたGX形の口径別の管種は下記表による。

名称	呼径 (mm)	規格	形状	内面塗装	外面塗装
GX形 ダクタイトイル鋳鉄管 (直管)	75~400	JDPA G 1049 JWWA G 120	GX形 (1種)	エポキシ樹脂粉体塗装 JWWA G 112	JDPA G 1049 JWWA G 120、 121
GX形 ダクタイトイル鋳鉄管 (異形管)	75~400	JDPA G 1049 JWWA G 121	GX形		
GX形 ダクタイトイル鋳鉄管 (直管)	100~300	JDPA G 1049 JWWA G 120	GX形 (1種)	モルタルライニング JWWAA 113	

3 ポリエチレンスリーブの規格及び表示

規格：JWWAK158 水道用ダクタイトイル鋳鉄管用ポリエチレンスリーブ

スリーブの表示：直管の内面塗装がエポキシ樹脂粉体塗装の場合は「粉体塗装管」と表示し、それ以外の内面塗覆装は塗覆装の表示のみ省略する。

呼径 (mm)	直管の内面塗装	ポリエチレンスリーブの表示
φ75~400	エポキシ樹脂粉体塗装	塗覆装の表示「粉体塗装管」
φ100~400	モルタルライニング	(塗覆装の表示を省略)

GX形ダクタイトイル鋳鉄管を使用した工事に関する特記仕様書

平成27年7月1日
令和2年1月24日 改正

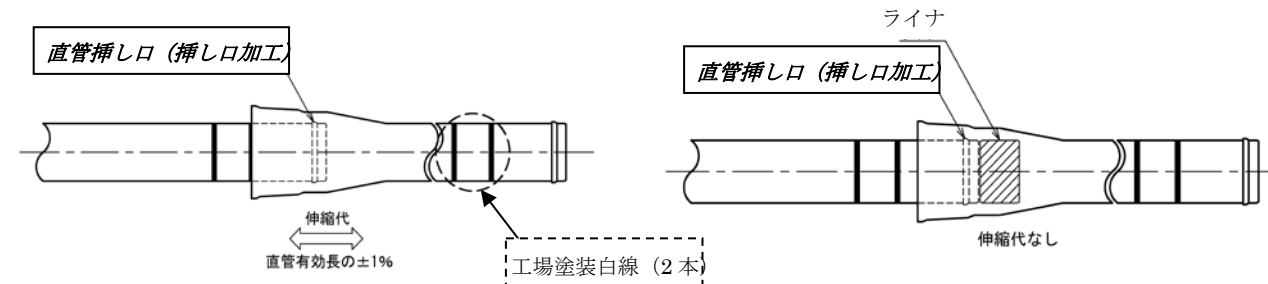
1 適用

本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管更新工事等においてGX形ダクタイトイル鋳鉄管（以下、GX形という。）を使用する工事に適用する。

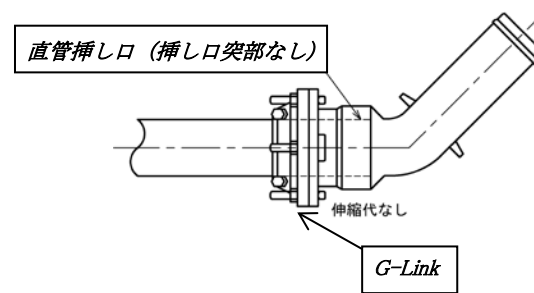
2 切管時の接合方式

(1) φ75~φ300

GX形の直管を、切管したため挿し口突部がない場合の接合方式は、直管受口部は「挿し口加工」とし異形管受口部は「G-Link」を使用する。【直管受口凡例】



【異形管受口凡例】



(2) φ400~

GX形の直管を、切管したため挿し口突部がない場合の接合方式は、「挿し口加工」とする。

3 仕切弁部

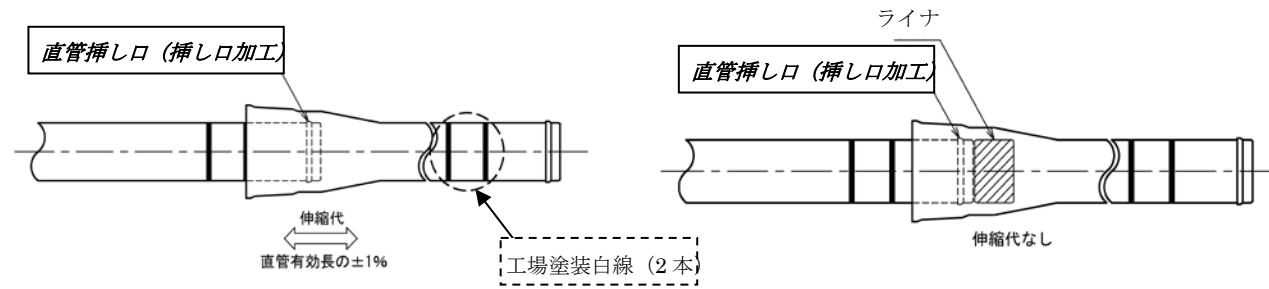
仕切弁はφ75~300は、ソフトシール仕切弁（両受け式）とし、φ400は、充水機能付バタフライ弁（両受け式）とする。

○「水道工事標準仕様書」「材料調達に関する特記仕様書」等に重複している箇所の削除

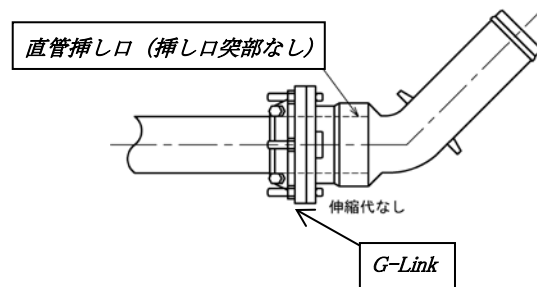
4 切管時の接合方式

(1) $\phi 75 \sim \phi 300$

GX 形の直管を、切管したため挿し口突部がない場合の接合方式は、直管受口部は「挿し口加工」とし異形管受口部は「G-Link」を使用する。【直管受口凡例】



【異形管受口凡例】



(2) $\phi 400 \sim$

GX 形の直管を、切管したため挿し口突部がない場合の接合方式は、「挿し口加工」とする。

5 仕切弁部

仕切弁は $\phi 75 \sim 300$ は、ソフトシール仕切弁（両受け式）とし、 $\phi 400$ は、充水機能付バタフライ弁（両受け式）とする。

6 設計積算について

GX 形（ $\phi 75 \sim 300$ ）の布設に関する設計積算については原則として標準（配水）代価を適用とする。

標準（配水）代価の詳しい内訳や施工概要フロー等については、横浜市市民情報センターにて「配水代価根拠集」を参照すること。

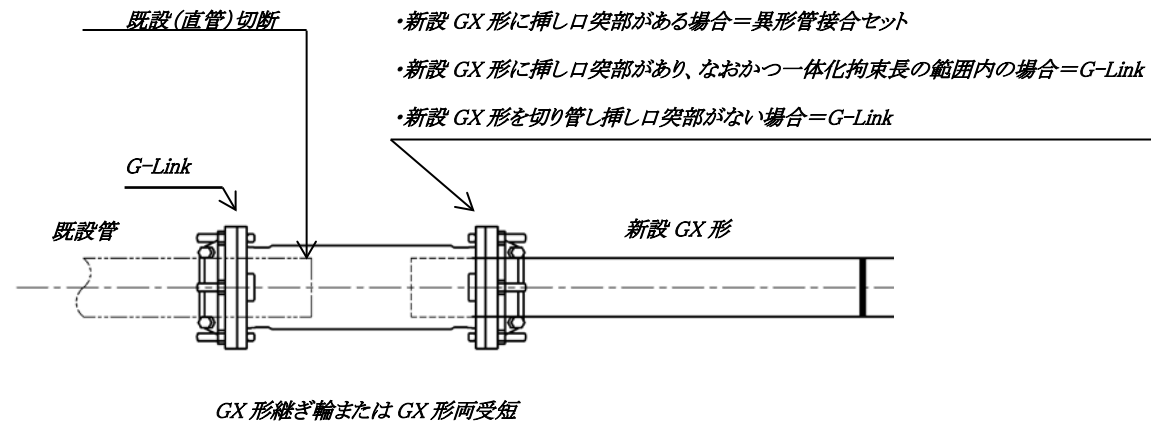
7 管の接合等、品質管理基準について

GX 形の接合に従事する配管工については「水道工事標準仕様書」1-3-9による。

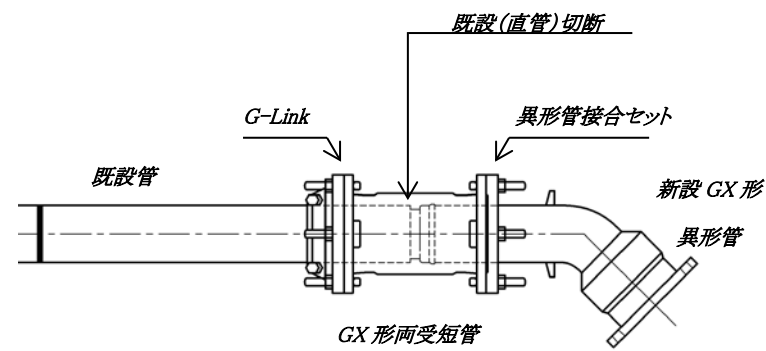
(参考資料: 既設管との接続例)

φ 75～φ 300

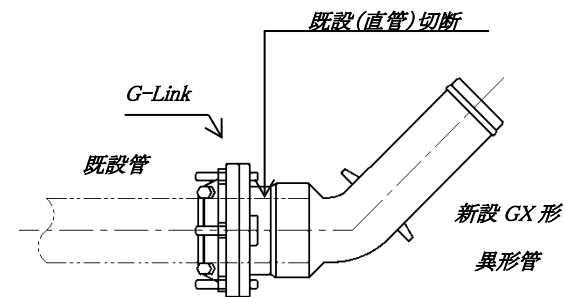
(例 1: 既設管→新設 GX 形)



(例 2: 既設管→新設 GX 形(異形管))



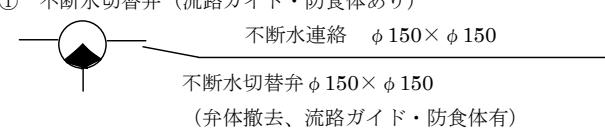
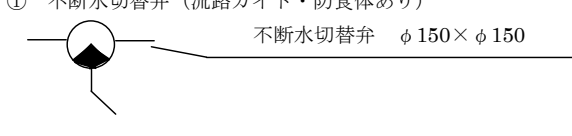
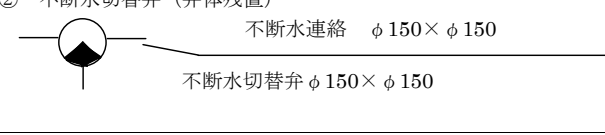
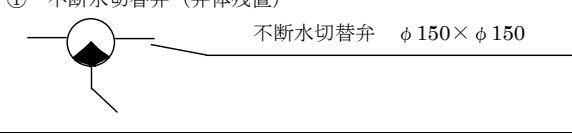
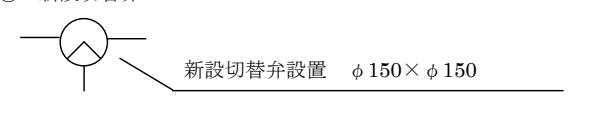
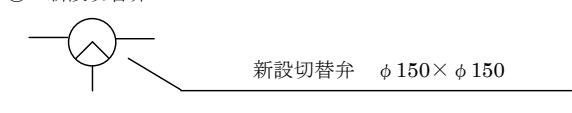
(例 3: 既設管→新設 GX 形(异形管))



※ 実際の接続方法の決定は、関係技術資料をもとに工事発注課と協議すること。

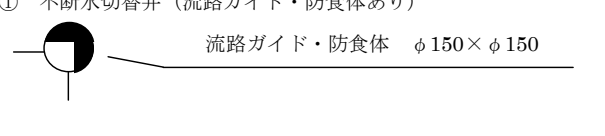
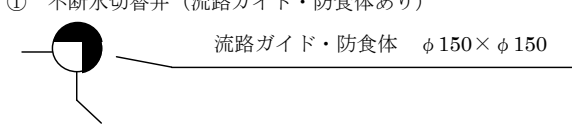
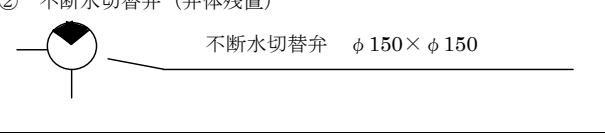
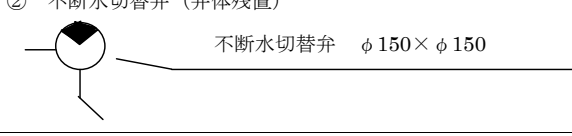
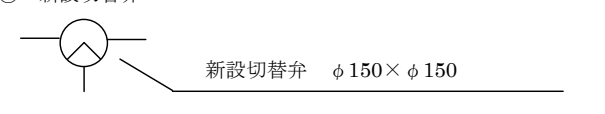
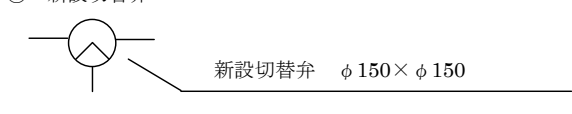
■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	5-116	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
		<p style="text-align: center;">不断水切替弁を使用した工事に関する特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">平成 27 年 2 月 9 日 横浜市水道局</p> <p>1 適用 本仕様書は、横浜市水道局が発注する配水管布設替工事等において、既設管に不断水切替弁を使用する工事に適用する。 なお、本仕様書に記載のない事項については「横浜市水道局設計標準図」「水道工事標準仕様書」「水道工事施工要領」による。</p> <p>2 不断水切替弁の材料調達について 不断水切替弁の材料調達については、横浜市水道局の指定する別紙の「不断水切替弁・新設切替弁製作仕様書」による。</p> <p>3 不断水切替弁に関する施工について 施工についての基本事項は、「水道工事標準仕様書」の1-3-25 不断水連絡工事を準拠するとともに、次によらなければならない。 (1) 不断水切替弁設置箇所は、監督員の立会い及び不断水切替弁製作会社の技術者の立会いの上、試掘により設置対象既設管、他企業埋設管の状況確認を行い定めること。 (2) 不断水切替弁設置工事は、不断水切替弁製作会社により施工すること。 (3) 不断水切替弁の掘削標準図については、横浜市水道局設計標準図による。</p> <p>4 不断水切替弁の配管記号について 不断水切替弁の配管記号については、次のとおりとする。</p>			○「不断水切替弁を使用した工事に関する特記仕様書」の追加

1. 設計時の記載例

(1) 平面図	(2) 配管図※
① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり) 	① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり) 
② 不断水切替弁 (弁体残置) 	① 不断水切替弁 (弁体残置) 
③ 新設切替弁 	③ 新設切替弁 

※配管図については、必要に応じて使用してください。

2. 竣工時の記載例

(1) 平面図	(2) 配管図
① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり) 	① 不断水切替弁 (流路ガイド・防食体あり) 
② 不断水切替弁 (弁体残置) 	② 不断水切替弁 (弁体残置) 
③ 新設切替弁 	③ 新設切替弁 

不断水切替弁・新設切替弁製作仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、横浜市水道局が発注する工事で使用する不断水切替弁・新設切替弁の製作に適用する。

2 製作図等

承認図の内容をsxf fileにし、CD-R 1枚に保存したものを発注担当課へ提出し、本市の承認を得ること。

3 検査

検査にあたっては、水道法第5条第4項に基づく、水道施設の技術的基準を定める省令(厚生労働省令)に規定する資機材等の浸出基準、及び機械的性能等について、社団法人 日本水道協会が定める水道用品検査規程、検査通則及び検査施行要領により、実施するものとし、製造者の受検証明書を発注担当課へ提出しなければならない。

なお、これら検査は、社団法人 日本水道協会に依頼し、実施するとともに、検査に要する費用等については、すべて製作者が負担するものとする。

4 規格

この仕様書により製作する不断水切替弁及び新設切替弁は下記規格に準拠すること。これらの規格は、その最新版(追補を含む。)を適用する。

JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

JWWA G 114 水道用ダクタイル鋳鉄異形管

JWWA K 139 水道用ダクタイル鋳鉄管合成樹脂塗料

JDPA Z 2004 ダクタイル鋳鉄管類の表示

JIS G 4303 ステンレス鋼棒 (SUS304又はSUS403)

JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

5 定義

この仕様書で用いる主な用語の定義は次による。

- (1) 不断水切替弁・・・不断水にて管路に設置可能な三方弁
- (2) 弁体・・・・・・・・・・3方向に通水する機能を有する弁体
- (3) 内弁箱・・・・・・・・・・弁体を収納するため箱
- (4) 内弁箱用ふた・・・・弁体を内弁箱に固定するふた
- (5) T字管用ふた・・・・内弁箱を割T字管に固定するふた
- (6) 離脱防止金具・・・・割T字管の両端に設置し、割T字管と管を固定する金具
- (7) 分岐短管(挿し口曲管45°・K形受口)
 - ・・・・割T字管に挟み込み、分岐配管と接合する短管
- (8) 減速機・・・・・・・・・・弁体切替え操作に使用する操作機

- (9) 流路ガイド・・・流体抵抗の少ない流路を確保するもの
- (10) 防食体・・・・・・・・通水状態を確保しながら管切断面を防食するもの
- (11) 新設切替弁・・・・耐震管に接合可能な三方弁

6 仕様・構造・性能

【不断水切替弁】

(1) 仕様

1) 割T字管

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

塗装：外面 JWWA K 139 合成樹脂塗料

内面 JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

2) 弁体

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

塗装：ゴムライニング (SBR)

3) 弁棒

材質：JIS G 4303 ステンレス鋼棒 (SUS304 又は SUS403)

塗装：無塗装

4) 流路ガイド

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

塗装：JWWA G 112 エポキシ樹脂粉体塗装

5) 防食体

材質：合成ゴム (SBR)

(2) 構造

1) 分岐短管に設置している突起を割T字管にて挟み込み、離脱防止性能を有する。

2) 分岐短管の凸部と割T字管の凹部を嵌め合い、調芯する。

3) 割T字管の上片に設置された金具等で内弁箱の着脱が不断水で行える。

4) 割T字管には、捻回防止用として押ネジを設置している。

5) 防食体は、流路ガイドにより拡張し設置する。

(3) 性能

1) 三方向に通水する機能 (三方向同時通水を含む) を有し、不断水にて管路に設置可能な切替弁。

2) 分岐側、管軸方向とも 3 D k N の離脱防止性能を有する。

【新設切替弁】

(1) 仕様

1) T字管

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

塗装：外面 JWWA K 139 合成樹脂塗料

内面 JWWA G 112 水道用ダクタイル鋳鉄管内面エポキシ樹脂粉体塗装

2) 弁体

材質：JIS G 5502 球状黒鉛鋳鉄品 (FCD450-10)

塗装：ゴムライニング (SBR)

3) 弁棒

材質：JIS G 4303 ステンレス鋼棒 (SUS304 又は SUS403)

塗装：無塗装

(2) 構造

1) T字管本体の本管側は挿し口とし分岐側は K 形受け口とする。

	<p>(3) 性能</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 三方向に通水する機能を有し、耐震管路への接合が可能。 2) 洗浄用ピグの通過が可能。 <p>7 試験及び検査方法</p> <p>管の試験および検査方法は、次による。</p> <p>(1) 耐圧試験</p> <p>耐圧試験は、栓を不断水切替弁に適切な方法で取り付けられた管の両端を塞ぎ給水した後、1.50MPaの水圧を加え、5分間保持する。このとき、耐圧部に漏れ、変形、破損、にじみ、その他異常があつてはならない。</p> <p>(2) 止水試験</p> <p>止水試験は、栓を不断水切替弁に適切な方法で取り付けられた管の両端を塞ぎ、栓を閉めた後、0.75MPaの水圧を加え30秒間保持する。このとき、シート漏れ、その他の異常があつてはならない。</p> <p>(3) 浸出試験</p> <p>管体部：JWWA G 114 により行う。</p> <p>8 工法</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 不断水で内弁箱撤去、流路ガイド（防食体含む）挿入可能。 2) 流路ガイド（防食体含む）挿入による弁体の再利用、管路更新工法による割T字管の再利用が可能。 <p>9 その他</p> <p>この仕様書に疑義がある場合は、遅滞なく水道局担当者に通知し、その指示を受けなければならない。</p>	
--	--	--

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	5-121	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			○「水道局管内一円工事特記仕様書」の新規追加
		<p style="text-align: center;">水道局管内一円工事特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">制定 令和2年1月24日</p> <p>1 適用</p> <p>この特記仕様書は、水道局が発注する管内一円工事に適用するものとし、請負人は、工事の進捗に伴う執行管理を適正に行うため、以下の項目を遵守しなければならない。</p> <p>管内一円工事とは、契約時点で施工場所を確定せずに、想定の間種、数量により積算し発注する工事をいう。</p> <p>2 監督員の指示</p> <p>(1) 請負人は、監督員による管内一円工事監督員指示書（以下、指示書という。）により施工しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りではない。</p> <p>(2) 請負人は、指示書に基づき速やかに施工するものとし、指示書に記載されている工事概要の現場確認を行い、施工前に内容等について監督員と協議しなければならない。</p> <p>(3) 請負人は、緊急を要する場合は監督員以外の職員の指示についても履行するものとし、口頭による指示の場合も請負人は、履行しなければならない。</p> <p>なお、後日受領する指示書の日付は、口頭指示の日付とし、請負人は、施工後、速やかに指示に対する施工内容の報告・確認を監督員に行うものとする。</p> <p>(4) 請負人は、監督員の指示内容と現場が一致しない場合は、現場の安全の確保を行った後に、ただちに監督員に連絡をし、対応について協議しなければならない。</p> <p>(5) 請負人は、指示書の写しを完成図書に添付しなければならない。</p> <p>3 監督員への報告</p> <p>(1) 請負人は、必要に応じて又は監督員に求められた場合、施工状況を連絡又は報告するものとする。</p> <p>(2) 請負人は、指示書に基づく工事が完了したときは、仕様・数量を記載した内訳書、図面、また工事写真等の関係書類を添えて、工事の完成日の翌日から10営業日（水道メーター取替工事は2営業日）までに監督員に提出しなければならない。ただし、施工量や施工内容等の現場状況により、これに依りがたい場合は監督員の承諾を得たうえで関係書類の提出期限を変更できるものとする。</p> <p>(3) 請負人は、仕様・数量を記載した内訳書の提出に際しては、出来高の根拠となる計算書等の資料を併せて提出しなければならない。</p> <p>(4) 請負人は、監督員からの精査に関する資料要求に際しては、速やかに対応するとともに、その資料を提出しなければならない。</p> <p>また、監督員からの見積書の徴収依頼があった場合も同様とし、その資料を速やかに提出しなければならない。</p> <p>4 出来高の確認</p> <p>(1) 請負人は出来高に関する執行管理を適正に行うとともに、変更等が生じた場合は、速やかに監督員と協議しなければならない。</p> <p>(2) 請負人は、出来高に関する精査の状況を常に監督員と協議・調整し、共有するものとする。</p>			

- (3) 請負人は、監督員が現場確認及び完成図書による確認を行った時点で差異が判明した場合は、再協議しなければならない。
- (4) 請負人は、当初請負代金の80%程度で監督員と進捗状況に関する協議を行うものとする。

5 その他

その他、この特記仕様書に記載のないものは、監督員との協議をしなければならない。

■新旧対照表	項目	第5編 水道局特記仕様書	頁	5-124	改定箇所
現行（令和元年10月）		改定（令和2年1月）			
		<p style="text-align: center;">損害補償業務特記仕様書</p> <p style="text-align: right;">制定 令和2年1月24日</p> <p>この特記仕様書は、水道工事の施行に起因する家屋等の損害が生ずる可能性があるとして判断した工事に適用するものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 地元工事説明会 <p>請負人は、監督員と打合せを行ったうえで説明会に出席し、一般的な工事説明のほか、損害補償に関する事前調査、事後調査、処理手続、損害の申し出方法等について説明すること。</p> <p>なお、説明会を開催しない場合は、事前調査を計画している家屋等、関係する各戸に同様の説明をすること。</p> 2 事前調査 <p>請負人は、設計仕様に基づき家屋等の事前調査を実施するものとし、調査結果について家屋事前調査報告書〔第1号様式〕、地盤測定報告書〔第2号様式〕、井戸等水位測定報告書〔第3号様式〕のうち、必要な書類を作成し提出すること。</p> 3 損害の現認、応急措置 <p>請負人は、工事に伴い家屋等の損害に関する申し出があった場合に、直ちに監督員へ報告し、その指示により速やかに所有者等立会いのもと工事による損害と認められる箇所の確認を行い、損害発生報告書〔第4号様式〕を作成し監督員に提出すること。また、日常生活に重大な支障をきたす恐れのあるとき又は損害の急速な拡大が予想されるときには、監督員に連絡し、所有者等の了解のもとに応急措置を行うことができる。このときの費用は、原則請負人の負担とし、また、軽易な補修についても同様に取り扱うものとする。応急措置又は軽易な補修をした場合は、損害物件修理報告書〔第5号様式〕を作成し、提出すること。</p> 4 事後調査及び損傷箇所確認 <p>請負人は、原則として設計仕様に基づき家屋等の事後調査を実施するものとし、損害の申し出があった家屋等及び事後調査が必要と思われる物件について、監督員と協議し事後調査を行い、調査結果について家屋事後調査報告書〔第1号様式〕を作成し提出すること。工事による損害と認められる箇所については、所有者等の立合のもと損傷箇所確認書〔第6号様式〕を作成し提出すること。</p> 5 復旧工事施工計画書作成 <p>請負人は、損傷箇所確認書に基づいて復旧工事費用の見積りを行ったうえで、復旧工事施工計画書〔第7号様式〕を作成し、提出のうえ認定を受けること。</p> 6 補償対象者等との折衝 			<p>○「損害補償業務特記仕様書」の新規追加</p>

	<p>請負人は、監督員が認定した復旧工事施工計画書に基づいて復旧工事仕様書〔第8号様式〕及び復旧工事見積書〔第9号様式〕を作成し、補償対象者等との折衝に主体となって望み、合意形成に至るまで誠意をもってあたるものとする。また、特に軽微なものを除き、費用負担内容を必ず記録し、適宜、折衝報告書〔第10号様式〕を作成し、提出すること。</p> <p>なお、金銭補償による場合、金銭補償と復旧工事併用による場合及び代替物による費用負担の場合は承諾書〔第11号様式〕、復旧工事による場合は復旧工事施行承諾書〔第12号様式〕の提出をもって、合意形成とみなすこととする。</p> <p>7 費用負担</p> <p>請負人は、水道局（以下、「局」という。）負担の請求がある場合は、費用負担査定依頼書〔第13号様式〕（補償対象者の合意を得た復旧工事（概略）仕様書及び復旧工事（概算）見積書を添付）を作成し、提出すること。費用負担額及び局と請負人の費用負担割合については、局内で開催される「工事損害審査委員会」で審査し、審査結果は工事担当課から請負人に費用負担査定結果通知書〔第14号様式〕にて通知するものとする。</p> <p>8 第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書の交換</p> <p>請負人は、局と補償費用の負担に関して、協議により第三者損害に対する費用負担等に関する和解協議書〔第15号様式〕を締結すること。</p> <p>9 補償の実施</p> <p>補償対象者等に対する補償の実施は、承諾書に基づき、請負人が行い、金銭補償（渡し切り）を原則とする。また、請負人は、その費用を全額立替で支払うものとする。</p> <p>なお、補償対象者等から復旧工事（機能回復）の申し出があったときは、復旧工事を行うことができるものとする。請負人は、補償を復旧工事で行う場合は、復旧工事施行承諾書に基づき実施すること。</p> <p>10 補償の完了及び請求</p> <p>請負人は、損害補償を完了したとき、金銭補償による場合は補償対象者等の領収書〔第16号様式〕、復旧工事による補償の場合は復旧工事完了確認書〔第17号様式〕、代替物による費用負担の場合は受領書〔第18号様式〕等必要な書類を添えて、費用負担実施届〔第19号様式〕を提出すること。</p> <p>11 他工事が継続する場合</p> <p>損害の発生後に引続き他の工事が継続する場合で、補償対象者等からの要望により全ての工事が完了してから復旧工事の見積りや補償交渉を行う場合、請負人は補償業務の手続きについて、監督員と協議して定めるものとする。</p> <p>12 その他</p> <p>この特記仕様書に記載のない事項、また、疑義が生じた場合は、監督員と協議して定めるものとする。</p>	
--	---	--